

# 第146期 定時株主総会 招集ご通知

オリンパス株式会社

証券コード：7733

## 目次

第146期定時株主総会招集ご通知 .....	1
議決権行使のご案内 .....	2
インターネットによる議決権行使のご案内 .....	3
株主総会参考書類 .....	5
(添付書類)	
事業報告 .....	30
連結計算書類および計算書類 .....	50
監査報告書 .....	56
会場ご案内図 .....	末尾

株主各位

証券コード 7733  
平成26年6月4日  
東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目43番2号  
**オリンパス株式会社**  
代表取締役 笹 宏行

## 第146期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第146期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、平成26年6月25日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

① 日 時	平成26年6月26日（木曜日）午前10時（受付開始予定時刻 午前9時）
② 場 所	東京都千代田区紀尾井町4丁目1番 ホテルニューオータニ ザ・メイン 宴会場階「鶴西の間」 <small>（昨年と同じホテルですが、部屋が異なりますので、お間違えないようご注意ください。末尾の会場ご案内図をご参照ください。）</small>
③ 目的事項	報告事項 1. 第146期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第146期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 資本準備金および利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の件 第2号議案 取締役13名選任の件 第3号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件
④ 議決権の行使についてのご案内	2頁に記載の「議決権行使のご案内」をご参照ください。
⑤ インターネット開示に関する事項	本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「会社の支配に関する基本方針」、「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部です。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトにて修正後の事項を掲載します。
- 当日は節電のため、株主の皆さまにおかれましては軽装にてご出席ください。

当社ウェブサイト (<http://www.olympus.co.jp/jp/ir/stock/meeting/>)

## ■ 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、以下の方法によりご行使いただくことができます。

### ■ 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。（ご捺印は不要です。）

**日時** ▶ 平成**26年6月26日**（木曜日）**午前10時**（受付開始予定時刻 午前9時）

**場所** ▶ **ホテルニューオータニ ザ・メイン 宴会場階「鶴西の間」**

（昨年と同じホテルですが、部屋が異なりますので、お間違えのないようご注意ください。末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

### ■ 郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** ▶ 平成**26年6月25日**（水曜日）**午後5時30分到着分まで**

### ■ インターネットで議決権を行使される場合



当社指定の議決権行使サイト（<http://www.web54.net>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

**行使期限** ▶ 平成**26年6月25日**（水曜日）**午後5時30分まで**

▶ 詳細は次頁をご参照ください

《機関投資家の皆さまへ》

当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、議決権行使プラットフォーム（いわゆる東証プラットフォーム）をご利用いただけます。

# ■ インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使ウェブサイト <http://www.web54.net>

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことのみ可能です。なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承ください。

## アクセス手順について

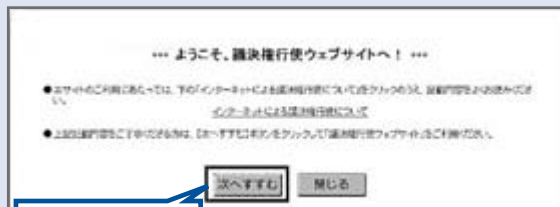
議決権行使ウェブサイト

検索

<http://www.web54.net>

同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## 1 WEBサイトへアクセス



次へすすむ

▶ 「次へすすむ」をクリック

## 議決権行使のお取扱い

- 平成26年6月25日（水曜日）午後5時30分まで受け付けますが、議決権行使集計の都合上、できるだけ早めにご行くださいますようお願い申し上げます。
- 複数回議決権を行使された場合、一番後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

## パスワードおよび議決権行使コードのお取扱い

- パスワードは、投票される方が株主さまご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

## 2 ログイン

お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「議決権行使コード」を入力

▶ 「ログイン」をクリック

## 3 パスワードの入力

ここまでで準備は完了です。  
ここからは画面の指示に従って賛否をご入力ください。

### パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。
- (2) その他のご照会は、右記のお問い合わせ先をお願いいたします。
  - ア. 証券会社に口座をお持ちの株主さま  
お取引の証券会社宛にお問い合わせください。
  - イ. 証券会社に口座のない株主さま（特別口座をお持ちの株主さま）

**三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル**  
**【電話】 0120-652-031**（フリーダイヤル）  
 （受付時間 9:00～21:00）

**三井住友信託銀行株式会社 証券代行部**  
**【電話】 0120-782-031**（フリーダイヤル）  
 （受付時間 土日祝日を除く 9:00～17:00）

## 第1号議案

## 資本準備金および利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の件

### 1. 資本準備金および利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の目的

当社は、平成26年3月期の単体決算において49,435,478,406円の繰越利益剰余金の欠損を計上しています。この欠損を填補し、今後の資本政策上の柔軟性および機動性を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づき資本準備金の額を減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えるとともに、利益準備金の額を減少し、同額を繰越利益剰余金に振り替え、また、会社法第452条の規定に基づきその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えるものとしたしたいと存じます。

### 2. 資本準備金および利益準備金の額の減少の要領

#### (1) 減少する準備金の項目およびその額

資本準備金 99,216,032,696円のうち8,275,923,138円

利益準備金 6,626,182,483円の全額

#### (2) 増加する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金 8,275,923,138円

繰越利益剰余金 6,626,182,483円

### 3. 剰余金の処分の要領

#### (1) 減少する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金 40,931,170,614円の全額

#### (2) 増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 40,931,170,614円

### 4. 資本準備金および利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分が効力を生ずる日

平成26年6月30日

なお、当期の期末配当につきましては、誠に遺憾ながら見送りとさせていただきたいと存じます。

## 第2号議案 取締役13名選任の件

取締役全員（13名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役13名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	
1	木本泰行	取締役会長	再任
2	笹宏行	代表取締役社長執行役員	再任
3	藤塚英明	取締役専務執行役員 コーポレートセンター長	再任
4	竹内康雄	取締役専務執行役員 グループ経営統括室長	再任
5	林繁雄	取締役常務執行役員 ものづくり革新センター長	再任
6	後藤卓也	社外取締役	再任 独立
7	蛭田史郎	社外取締役	再任 独立
8	藤田純孝	社外取締役	再任 独立
9	西川元啓	社外取締役	再任 独立
10	今井光	社外取締役	再任 独立
11	藤井清孝	社外取締役	再任 独立
12	鵜瀬恵子	社外取締役	再任 独立
13	加藤優	社外取締役	新任

# 1. きもと やすゆき 木本 泰行 (昭和24年2月26日生)

再任



## 略歴ならびに当社における地位および担当

昭和46年 4月	株式会社住友銀行 (現 株式会社三井住友銀行) 入行	平成17年 6月	同行専務取締役兼専務執行役員
平成10年 6月	同行取締役	平成18年 5月	株式会社日本総合研究所代表取締役社長兼最高執行役員
平成11年 6月	同行執行役員	平成24年 4月	同社特別顧問
平成14年 6月	同行常務執行役員		当社取締役会長 (現任)
平成16年 4月	同行常務取締役兼常務執行役員		

## 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

## 選任の理由

当社会長として取締役会の議長を務め、経営の管理・監督機能を担った実績を持つため、取締役候補者となりました。

## 候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

- 所有する当社株式の数  
5,700株
- 取締役在任年数  
2年
- 当期における  
取締役会への出席状況  
19/19回 (100%)

# 2. ささ ひろゆき 笹 宏行 (昭和30年9月14日生)

再任



## 略歴ならびに当社における地位および担当

昭和57年 4月	当社入社	平成19年 6月	当社執行役員
平成13年 4月	当社内視鏡事業企画部長		オリンパスメディカルシステムズ株式会社取締役
平成17年 4月	オリンパスメディカルシステムズ株式会社第1開発本部長	平成24年 4月	当社代表取締役 (現任)
平成19年 4月	同社マーケティング本部長		当社社長執行役員 (現任)

## 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

## 選任の理由

当社において内視鏡の開発や医療部門のマーケティングに携わり、当社の主力事業である医療事業を担うリーダーに相応しい経験を有していることに加え、当社社長就任後は事業ポートフォリオの再構築、財務の健全化といった経営課題に取り組み、着実に達成してきた実績を持つため、取締役候補者となりました。

## 候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

- 所有する当社株式の数  
7,973株
- 取締役在任年数  
2年
- 当期における  
取締役会への出席状況  
19/19回 (100%)



### 3. ふじづか ひであき 藤塚 英明 (昭和30年9月1日生)

再任



#### 略歴ならびに当社における地位および担当

昭和55年 4月	株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱東京UFJ銀行） 入行	平成24年 4月	当社取締役（現任） 当社専務執行役員（現任）
平成19年 6月	同行執行役員		当社コーポレートセンター長（現任）
平成22年 6月	千歳興産株式会社取締役社長	平成25年 4月	当社オリンパスビジネスクリエイツ株式会社担当

#### 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

#### 選任の理由

当社においてコーポレートセンター長として当社のコーポレート・ガバナンス改革を主導し、適切な組織体制、管理体制を構築した実績を持つため、取締役候補者となりました。

#### 候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

- 所有する当社株式の数  
1,000株
- 取締役在任年数  
2年
- 当期における  
取締役会への出席状況  
19/19回（100%）

### 4. たけうち やすお 竹内 康雄 (昭和32年2月25日生)

再任



#### 略歴ならびに当社における地位および担当

昭和55年 4月	当社入社	平成24年 4月	当社取締役（現任） 当社専務執行役員（現任）
平成17年 4月	オリンパスメディカルシステムズ株式会社統括本部長		当社グループ経営統括室長（現任）
平成21年 4月	Olympus Europa Holding GmbH 取締役		Olympus Corporation of the Americas 取締役会長（現任）
平成21年 6月	当社執行役員	平成25年 3月	Olympus Europa Holding SE 取締役（現任）
平成23年10月	Olympus Europa Holding GmbH 取締役会長		

#### 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

#### 選任の理由

当社において経理や企画部門での経験を持ち、また海外駐在歴が長く、欧州や英国の子会社役員を歴任した経験からグローバルな視点を持つことに加え、当社取締役就任後は経営統括部門・財務経理部門を束ねるグループ経営統括室長として財務の健全化等の取り組みを主導してきた実績を持つため、取締役候補者となりました。

#### 候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

- 所有する当社株式の数  
5,200株
- 取締役在任年数  
2年
- 当期における  
取締役会への出席状況  
19/19回（100%）

## 5. はやし 林 繁雄 (昭和32年8月21日生)

再任



### 略歴ならびに当社における地位および担当

昭和56年 4月	当社入社	平成23年10月	長野オリンパス株式会社代表取締役社長
平成15年 4月	当社経営戦略部生産革新担当部長	平成24年 4月	当社取締役 (現任) 当社常務執行役員 (現任) 当社ものづくり革新センター長 (現任)
平成18年 1月	当社生産調査部長		
平成20年 4月	当社伊那工場長		
平成21年 6月	当社執行役員		
平成22年 4月	当社ものづくり革新センター製造技術本部長		

■ 所有する当社株式の数  
4,300株

■ 取締役在任年数  
2年

■ 当期における  
取締役会への出席状況  
19/19回 (100%)

### 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

### 選任の理由

当社において伊那工場長や長野オリンパス株式会社の社長を務め、ものづくりの現場に長く携わってきた経験を持つことに加え、当社取締役就任後はものづくり革新センター長として生産構造改革を推進した実績を持つため、取締役候補者としました。

### 候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

## 6. ごとう たくや 後藤 卓也 (昭和15年8月19日生)

再任

独立



### 略歴ならびに当社における地位および担当

昭和39年 4月	花王石鹼株式会社 (現 花王株式会社) 入社	平成17年 3月	旭硝子株式会社取締役
平成 2年 6月	同社取締役	平成17年 6月	長瀬産業株式会社取締役
平成 3年 7月	同社常務取締役	平成18年 6月	株式会社リコー取締役
平成 8年 6月	同社専務取締役	平成20年 6月	花王株式会社顧問
平成 9年 6月	同社代表取締役社長	平成23年 6月	JSR株式会社取締役 (現任)
平成16年 6月	同社取締役会長	平成24年 4月	当社取締役 (現任)

■ 所有する当社株式の数  
0株

■ 取締役在任年数  
2年

■ 当期における  
取締役会への出席状況  
19/19回 (100%)

### 重要な兼職の状況

JSR株式会社取締役、公益社団法人日本マーケティング協会会長、アジア・マーケティング連盟会長

### 選任の理由

花王株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者としました。

### 候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

## 7. ひるた しろう 蛭田 史郎 (昭和16年12月20日生)

再任

独立



### 略歴ならびに当社における地位および担当

昭和39年 4月	旭化成工業株式会社 (現 旭化成株式会社) 入社	平成22年 4月	同社取締役最高顧問
平成 9年 6月	同社取締役	平成22年 6月	同社最高顧問
平成11年 6月	同社常務取締役	平成23年 3月	株式会社日本経済新聞社監査役 (現任)
平成13年 6月	同社専務取締役	平成24年 4月	当社取締役 (現任)
平成14年 6月	同社取締役副社長	平成25年 6月	旭化成株式会社 常任相談役 (現任)
平成15年 4月	同社代表取締役社長		

■ 所有する当社株式の数  
500株

■ 取締役在任年数  
2年

■ 当期における  
取締役会への出席状況  
19/19回 (100%)

### 重要な兼職の状況

株式会社日本経済新聞社監査役

### 選任の理由

旭化成株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者となりました。

### 候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

## 8. ふじた すみたか 藤田 純孝 (昭和17年12月24日生)

再任

独立



### 略歴ならびに当社における地位および担当

昭和40年 4月	伊藤忠商事株式会社入社	平成20年 6月	伊藤忠商事株式会社相談役 古河電気工業株式会社取締役 (現任)
平成 7年 6月	同社取締役		
平成 9年 4月	同社常務取締役		
平成10年 4月	同社代表取締役常務取締役		日本興亜損害保険株式会社監査役
平成11年 4月	同社代表取締役専務取締役	平成21年 6月	日本板硝子株式会社取締役 (現任)
平成13年 4月	同社代表取締役副社長	平成22年 4月	NKSJホールディングス株式会社取締役
平成18年 4月	同社代表取締役副会長		
平成18年 6月	同社取締役副会長	平成23年 7月	伊藤忠商事株式会社社理事 (現任)
平成19年 6月	株式会社オリエントコーポレーション取締役	平成24年 4月	当社取締役 (現任)

■ 所有する当社株式の数  
500株

■ 取締役在任年数  
2年

■ 当期における  
取締役会への出席状況  
19/19回 (100%)

### 重要な兼職の状況

古河電気工業株式会社取締役、日本板硝子株式会社取締役、日本CFO協会理事

### 選任の理由

伊藤忠商事株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者となりました。

### 候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

## 9. にしかわ もとよし 西川 元啓 (昭和21年1月1日生)

再任

独立



### 略歴ならびに当社における地位および担当

昭和43年 4月	八幡製鐵株式会社 (現 新日鐵住金株式会社) 入社	平成21年 6月	株式会社日鉄エレクトクス (現 日鉄住金テックスエンジニアリング株式会社) 監査役
平成 9年 6月	同社取締役	平成22年 4月	NKSJホールディングス株式会社 監査役 (平成26年6月23日退任予定)
平成13年 4月	同社常務取締役	平成23年 7月	東京弁護士会弁護士登録 野村綜合法律事務所所属 (現任)
平成15年 6月	同社常任顧問 (チーフリーガルカウンセル)	平成24年 4月	当社取締役 (現任)
平成19年 7月	同社顧問		

■ 所有する当社株式の数  
500株

■ 取締役在任年数  
2年

■ 当期における  
取締役会への出席状況  
19/19回 (100%)

### 重要な兼職の状況

NKSJホールディングス株式会社監査役 (平成26年6月23日退任予定)

### 選任の理由

新日本製鐵株式会社 (現 新日鐵住金株式会社) での経営者としての豊富な経験と幅広い知識および弁護士としての幅広い知識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者としました。

### 候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

## 10. いまい ひかり 今井 光 (昭和24年7月23日生)

再任

独立



### 略歴ならびに当社における地位および担当

昭和49年 4月	山一証券株式会社入社	平成19年11月	株式会社レコフ取締役副社長
昭和61年 1月	モルガン・スタンレー証券会社入社	平成20年 4月	同社代表取締役社長
平成 5年 4月	メリルリンチ証券株式会社入社	平成24年 4月	当社取締役 (現任)
平成11年 1月	メリルリンチ日本証券株式会社副会長		

■ 所有する当社株式の数  
0株

■ 取締役在任年数  
2年

■ 当期における  
取締役会への出席状況  
19/19回 (100%)

### 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

### 選任の理由

メリルリンチ日本証券株式会社および株式会社レコフでの経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者としました。

### 候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

# 11. 藤井 清孝 (昭和32年2月10日生)

再任

独立



■ 所有する当社株式の数  
0株

■ 取締役在任年数  
2年

■ 当期における  
取締役会への出席状況  
19/19回 (100%)

## 略歴ならびに当社における地位および担当

昭和56年 4月	マッキンゼー・アンド・カンパニー入社	平成20年 5月	株式会社イーストゲイト・グループ代表取締役社長 (現任)
昭和61年 9月	The First Boston Corporation入社	平成20年10月	ベタープレイス・ジャパン株式会社代表取締役社長
平成 5年 6月	日本ブーズ・アレン・ハミルトン株式会社取締役副社長	平成24年 4月	当社取締役 (現任)
平成 9年 9月	日本ケイデンス・デザイン・システムズ社代表取締役社長	平成24年 8月	ヘイロー・ネットワーク・ジャパン株式会社代表取締役社長 (現任)
平成12年 1月	SAPジャパン株式会社代表取締役社長	平成26年 4月	ザ・リアルリアル株式会社代表取締役社長 (現任)
平成18年 5月	LVJグループ株式会社代表取締役社長		

## 重要な兼職の状況

株式会社イーストゲイト・グループ代表取締役社長、ヘイロー・ネットワーク・ジャパン株式会社代表取締役社長、ザ・リアルリアル株式会社代表取締役社長

## 選任の理由

日本ケイデンス・デザイン・システムズ社、SAPジャパン株式会社、LVJグループ株式会社、株式会社イーストゲイト・グループ、ベタープレイス・ジャパン株式会社およびヘイロー・ネットワーク・ジャパン株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者となりました。

## 候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

## 12. うの とうろ けい こ 鵜 瀬 恵子 (昭和29年10月26日生)

再任

独立



### 略歴ならびに当社における地位および担当

昭和52年 4月	公正取引委員会事務局入局	平成23年 1月	同 経済取引局長
平成12年 4月	専修大学大学院非常勤講師 (現任)	平成24年11月	大江橋法律事務所アドバイザー (現任)
平成16年 6月	公正取引委員会事務局 首席審判官	平成25年 4月	東洋学園大学現代経営学部教授 (現任)
平成19年 1月	同 経済取引局取引部長	平成25年 6月	当社取締役 (現任)
平成20年 6月	同 官房総括審議官		

### 重要な兼職の状況

東洋学園大学現代経営学部教授

### 選任の理由

公正取引委員会での豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者となりました。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しています。

### 候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

- 所有する当社株式の数  
200株
- 取締役在任年数  
1年
- 当期における  
取締役会への出席状況  
15/15回 (100%)

## 13. か とう まさる 加 藤 優 (昭和27年2月22日生)

新任



### 略歴ならびに当社における地位および担当

昭和52年 4月	ソニー株式会社入社	平成22年 6月	同社執行役 EVP CFO
平成 9年 6月	株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント執行役員		ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社取締役 (平成26年6月24日退任予定)
平成12年 6月	同社取締役	平成24年 6月	ソニー株式会社取締役 (平成26年6月19日退任予定)
平成14年 7月	同社執行役員副社長兼CFO	平成25年 6月	同社代表執行役
平成17年 7月	同社代表取締役	平成26年 4月	同社副会長 (現任)
平成21年 6月	ソニー株式会社業務執行役員 SVP デピュティ CFO		

### 重要な兼職の状況

ソニー株式会社取締役 (平成26年6月19日退任予定)、ソニー株式会社副会長  
ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社取締役 (平成26年6月24日退任予定)

### 選任の理由

ソニーグループでの経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者となりました。

### 候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

- 所有する当社株式の株  
0株
- 取締役在任年数  
— 年
- 当期における  
取締役会への出席状況  
— 回 (—%)

- (注) 1. 「所有する当社株式の数」は、平成26年3月31日現在の所有株式数を記載しています。
2. 新任取締役候補者の決定プロセスについて  
ソニー株式会社との資本提携契約に基づき就任した吉田憲一郎氏の退任に伴い、同社から加藤優氏が指名されました。それを受けて指名委員会は、平成26年5月9日開催の取締役会に答申し、承認されました。
3. 後藤卓也、蛭田史郎、藤田純孝、西川元啓、今井光、藤井清孝、鶴瀬恵子および加藤優の各氏は、社外取締役候補者であり、後藤卓也、蛭田史郎、藤田純孝、西川元啓、今井光、藤井清孝および鶴瀬恵子の各氏は、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員候補者です。
4. 社外取締役候補者に関する特記事項について  
藤田純孝氏が平成20年6月より社外取締役役に就任している古河電気工業株式会社は、平成22年5月に光ファイバケーブルおよび同関連製品に関し、独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。平成23年9月には、自動車用ワイヤハーネス製品取引に係る競合他社とのカルテルに関し、米国司法省と司法取引契約を締結し、その後の裁判手続において罰金2億米ドルの支払いが確定しました。日本においても、同製品取引に関する公正取引委員会の命令が平成24年1月に出され、同社は同命令の名宛人ではないものの、命令中において違反行為者として認定されたほか、平成25年4月には、カナダ当局より5百万カナダドルの罰金を、平成25年7月には、同社および子会社の古河A S株式会社が欧州委員会より約402万ユーロの制裁金を科す決定を受けました。平成25年12月には東京電力株式会社が発注する架空送電工事について、平成26年1月には関西電力株式会社が発注する同工事について、独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。平成26年4月には、電力ケーブルおよび同関連製品のカルテルについて、欧州委員会より約886万ユーロの制裁金を科す決定を受けました。同氏は、上記の判明時まで当該事実を認識しておりませんが、日頃から法令遵守の視点に立った提言を行い、注意喚起しておりました。これらの事実の発生後、同氏は、当該事実および対応方針が報告、審議された同社取締役会等において、コンプライアンス意識の徹底および再発防止に向けた適切な措置を講ずることを求めるとともに、各施策の実施状況について監視を行っています。また、同氏が平成22年3月まで社外監査役に就任していた日本興亜損害保険株式会社は、意図的ではないものの不十分・不適切な対応により保険金の支払遅延があったとして、平成21年10月に金融庁より保険業法に基づく業務改善命令を受けました。同氏は、日頃より同社取締役会等において業務執行の適正性の確保に係る注意喚起を行い、事実の判明後は、再発防止措置の徹底を求めています。
5. 社外取締役との責任限定契約について  
当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めています。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に規定する最低責任限度額です。社外取締役候補者である後藤卓也、蛭田史郎、藤田純孝、西川元啓、今井光、藤井清孝および鶴瀬恵子の各氏が選任された場合は、各氏との間で、当該責任限定契約を継続する予定です。また、社外取締役候補者である加藤優氏が選任された場合は、同氏との間で、同様の当該責任限定契約を締結する予定です。

## 社外取締役および社外監査役の独立性に関する考え方

当社は、社外取締役および社外監査役の独立性に関する考え方を明確にするため、以下のとおり「社外役員の独立性に関する基準」を定めています。

(社外役員の独立性に関する基準)

当社取締役会は、社外取締役または社外監査役（以下、併せて「社外役員」）の独立性を以下の基準に基づいて判断する。

取締役会での判断に当たっては、過半数を社外取締役で構成する指名委員会があらかじめ社外役員の独立性を審査したうえで、取締役会に対し意見の陳述および助言を行う。

1. 過去10年間のいずれかの会計年度において、当社および当社の関係会社（以下、併せて「当社グループ」）から1千万円超の報酬（当社からの役員報酬を除く）またはその他の財産を直接受け取っていないこと。本人がコンサルタント、会計専門家または法律専門家の場合は、本人が所属する団体への当社グループからの報酬等支払額が1千万円超でないこと。
2. 過去10年間に、以下に該当する会社の業務執行取締役、執行役、執行役員および部長職以上の使用人でないこと。
  - ① 過去10年間のいずれかの会計年度において、当社グループとの取引金額が、双方いずれかにおいて連結売上高の2%超である
  - ② 当社の大株主（総議決権数の5%超の議決権数を直接または間接的に保有、以下同様）である
  - ③ 当社グループが大株主である
  - ④ 当社グループと実質的な利害関係がある（メインバンク、コンサルタント等）
  - ⑤ 取締役を相互に派遣し就任させる関係がある
3. 上記1. および2. に該当する者と生計を一にしていないこと。
4. 当社グループの取締役、業務執行取締役、執行役員および部長職以上の使用人の配偶者または3親等以内の親族でないこと。
5. 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者でないこと。
6. 上記各号のほか、独立性を疑わせる重要な利害関係を有していないこと。



## 第3号議案

## 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、平成25年5月15日開催の取締役会決議により、株主の皆さまのご承認を条件として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新を決議し、同年6月26日開催の当社第145期事業年度に係る定時株主総会において株主の皆さまのご承認を頂きました。当該更新された当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「旧プラン」といいます。）の有効期間は、平成26年6月26日開催予定の当社第146期事業年度に係る定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとされています。

この旧プランの有効期間満了に先立ち、当社は、平成26年5月9日開催の当社取締役会において、本定時株主総会において株主の皆さまのご承認を頂くことを条件に、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)に規定されるものをいいます。）として、旧プランを更新すること（以下「本更新」といい、改定後のプランを「本プラン」といいます。）といたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

なお、本更新に伴う旧プランからの実質的変更点はありません。

### 一 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものでもありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行なわれるものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらしたりするために、対象会社による買付者と交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

とりわけ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、長年培われた技術資産や人的資産を維持し、そのような技術資産や人的資産を中長期的視野で保護

育成することおよび顧客とのネットワークを維持・強化・拡大していくこと等に重点を置いた経営が必要不可欠です。

当社株式の大量買付を行う者が、これら当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上するのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

### 二 当社の企業価値の源泉および基本方針の実現に資する特別な取組み

#### 1. 当社の企業価値の源泉について

当社は、生活者として社会と融合し、社会と価値観を共有しながら、事業を通して新しい価値を提供することにより、人々の健康と幸せな生活を実現するという考え方を「ソーシャル・イン」と呼び、すべての企業活動の基本思想としております。この思想に基づき、社会が真に求める新しい価値を創造し続け、かつタイムリーに提供していくことで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上することに努めております。

そして、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の主たる

源泉は、光学技術、デジタル映像技術および微小加工技術等のコア技術にあると考えています。

当社は製造業を営む企業として、先端技術、製造技術に関する基礎研究の充実と研究開発体制の整備を行い、長年にわたって蓄積されてきた技術、知識やノウハウを世代間にわたって継承することにより、中長期的視点に基づいたコア技術の育成を行なってまいりました。その結果、深耕と拡大が図られた基盤技術が、内視鏡などのユニークな製品、事業として結実し、社会に対する新しい価値の提案に結びついてまいりました。

この認識を踏まえ、当社は、平成24年4月に発足した新経営体制により、平成25年3月期を初年度とした5か年の新中期ビジョン（以下「中期ビジョン」といいます。）を平成24年6月に発表し、新経営体制における経営方針を「原点回帰」、「One Olympus（ワン・オリンパス）」、「利益ある成長」の3つとしました。過去の不祥事の反省にたち、「原点回帰」を全ての戦略遂行、行動の基本とし、「One Olympus（ワン・オリンパス）」＝世界中の社員が価値観・目標を共有して一丸となることで、「利益ある成長」を目指しております。

こうした経営方針に基づき、オリンパス再生と新たな価値創造を実現するため、①事業ポートフォリオの再構築・経営資源の最適配分、②コスト構造の見直し、③財務の健全化、④ガバナンスの再構築の4つの基本戦略を実行しております。

また、平成24年9月に発表したソニー株式会社との業務提携および資本提携に加え、平成25年7月には新株発行等により約1,100億円の資金調達を実施しました。これらにより財務基盤を強化するとともに、中期ビジョンの達成に向けた取り組みを加速することで企業価値の向上を図ってまいります。

## 2. コーポレート・ガバナンスの強化

当社では、過去の損失計上の先送り等に係る一連の問題が生じたことから、今後このような事態を二度と引き起こさないために、当社からの独立性を確保した第三者委員会による平成23年12月6日付調査報告書において指摘された問題点、再発防止に向けた提言を踏まえ、コーポレート・ガバナンス体制の強化、内部統制システムの整備およびコンプライアンスの見直しを進めてまいりました。具体的には、外部有識者による経営改革委員会の助言を得て検討し社内検討チームで取りまとめた以下の再発防止策を、平成24年4月に発足した新経営体制の下で着実に実施しております。

なお、当社は、平成24年1月に株式会社東京証券取引所に

おける特設注意市場銘柄に指定されましたが、コーポレート・ガバナンス体制の再構築およびコンプライアンス機能の強化に取組み、その後の審査の結果、内部管理体制に問題があると認められないため、平成25年6月11日付で当社株式の特設注意市場銘柄指定は解除されました。

### ①コーポレート・ガバナンス体制の強化

- (a) 執行と監督の明確な分離
- (b) 執行機関に対する監督機関の権限・機能強化
- (c) 社外取締役・監査役の選定の公正性確保およびその役割・機能の拡大
- (d) 積極的な情報開示

### ②内部統制システムの整備

- (a) 社内牽制体制の整備
- (b) 事業投資案件、子会社・関係会社の適切な管理
- (c) 不正防止に向けた人事面での改善
- (d) 内部監査の拡充

### ③コンプライアンス体制の見直し

- (a) 経営陣のコンプライアンスに対する意識改革およびアカウンタビリティの強化
- (b) コンプライアンスの推進を一層強化する体制の整備
- (c) コンプライアンス意識の醸成・徹底
- (d) 内部通報制度の拡充

## 三 本プランの目的および内容

### 1. 本プランの目的

本更新は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、基本方針に沿ってなされるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する当社株式の大量買付を抑止するとともに、当社株式の大量買付が行われる際に、株主の皆さまがこれに応じるべきか否かを判断し、もしくは当社取締役会が株主の皆さまに代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、または株主の皆さまのために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。また、中期ビジョンに基づくオリンパス再生と新たな企業価値創造を実現し、企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図るためにも、本プランにより不適切な者による当社株式の大量買付を抑止することが重要と考えております。

なお、当社の平成26年3月31日現在の大株主の状況は、別紙1のとおりです。また、現時点において、当社が特定の第三者から当社株式の大量買付を行う旨の提案を受けている事実はありません。

## 2. 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買取しようとする者が現れた際に、買取者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買取者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買取者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等（その要件の詳細については下記3. (2)をご参照ください。）で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買取者による権利行使は原則として認められないとの行使条件および当社が買取者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買取者以外の株主の皆さまに当社株式が交付された場合には、買取者の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した当社社外取締役等から構成される特別委員会を設置し、かかる特別委員会の客観的な判断を経るものとしております。なお、本更新時において予定される特別委員会の委員3名は、それぞれ法律または会計に関する専門性を有しており、いずれも当社から独立した社外取締役または社外監査役であり、かつその全員が東京証券取引所所有価証券上場規程に定める独立役員であります。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主意思確認総会（下記3. (1)「本プランの発動に係る手続」(g)に定義されます。以下同じとします。）を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆さまの意思を確認することがあります。こうした手続の過程については、適宜株主の皆さまに対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

3. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

(1) 本プランの発動に係る手続（概要は別紙2「本プランに係る手続の流れ」参照）

(a) 対象となる買付等

本プランは、下記①または②に該当する当社株券等の買付その他の取得もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案<sup>1</sup>（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

### 記

①当社が発行者である株券等<sup>2</sup>について、保有者<sup>3</sup>の株券等保有割合<sup>4</sup>が20%以上となる買付その他の取得

②当社が発行者である株券等<sup>5</sup>について、公開買付け<sup>6</sup>を行う者の株券等所有割合<sup>7</sup>およびその特別関係者<sup>8</sup>の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始または実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面（買付者等の代表者による署名または記名捺印のなされたもの）および当該署名または捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名または名称、住所または本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先および企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書および下記 (c) に定める買付説明書における使用言語は日本語に限りません。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交

付した書式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社取締役会に対して提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを特別委員会（特別委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については別紙3「特別委員会規程の概要」に記載のとおりです。また、本更新時において予定される特別委員会の委員は、別紙4「特別委員会委員略歴」に記載のとおりです。）に送付します。特別委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、直接または間接に、買付者等に対し、適宜回答期限（但し、最終回答期限は必要かつ十分な情報が提出されない場合においても、意向表明書を受領した日から起算して30日を上限とします。）を定めた上、追加的に情報を提供するように求められます。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

## 記

- ①買付者等およびそのグループ（共同保有者<sup>9</sup>、特別関係者および買付者等を被支配法人等<sup>10</sup>とする者の特別関係者）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無および内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）<sup>11</sup>
- ②買付等の目的、方法および具体的内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）
- ③買付等の価額およびその算定根拠
- ④買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
- ⑤買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑥買付等の後における当社グループの基本的な経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- ⑦当社の株主（買付者等を除く。）、従業員、取引先、顧客等の利害関係者に対する対応方針

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

### ①当社取締役会に対する情報提供の要求

特別委員会は、当社取締役会に対しても、下記②で定める特別委員会検討期間内において適宜回答期限を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他特別委員会が適宜必要と認める情報を速やかに提供するように要求することができます。

### ②特別委員会による検討等

特別委員会は、買付者等からの情報等（追加的に提供を要求したものも含みます。）を受領してから適切な期間（最長60日とします。）が経過するまでの間、上記①に従い必要に応じて当社取締役会からも情報提供を受けた上で、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、および当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います（以下かかる特別委員会による情報収集および検討に要する期間を「特別委員会検討期間」といいます。）。また、特別委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うものとします。

特別委員会の判断が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。買付者等は、特別委員会が、直接または間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

(e) 特別委員会の勧告

特別委員会は、上記の 절차를踏まえて、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。

### ①本プランの発動を勧告する場合

特別委員会は、買付等について、下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」において定められる発動事由（以下「発動事由」と総称します。）が存すると判断した場合、引き続き買付者等より情報提供や買付者等との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、新株予約権（そ

の主な内容は下記(3)「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを実施することを勧告します。なお、特別委員会は、ある買付等について下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由のうち発動事由その2(以下「発動事由その2」といいます。)の該当可能性が問題となっている場合には、予め当該実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

上記にもかかわらず、特別委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、発動事由が存しなくなった場合

#### ②本プランの不発動を勧告する場合

特別委員会は、買付等について発動事由が存しないと判断した場合、特別委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

上記にもかかわらず、特別委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

#### ③特別委員会検討期間の延長を行う場合

特別委員会が、当初の特別委員会検討期間中に、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うに至らない場合(特別委員会が勧告を行う上で必要な情報が買付者等から提供されていない場合や買付者等が交渉に応じない場合を含みます。)には、特別委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲内(但し、合計で30日を上限とするものとします。)で、特別委員会検討期間を延長することができるものとしま

す。特別委員会検討期間が延長された場合、特別委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行います。

#### (f) 取締役会の決議

当社取締役会は、特別委員会の上記勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとし、但し、次の(g)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従うものとします。

#### (g) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施するに際して、(i) 上記(e)①に従い、特別委員会が本新株予約権無償割当ての実施に際して、予め株主意思確認総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、または(ii) ある買付等について発動事由その2の該当可能性が問題となっている場合で、取締役会が善管注意義務に照らし株主意思確認総会の開催に要する時間等を勘案した上で予め株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会(以下「株主意思確認総会」といいます。)を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆さまの意思を確認することができるものとします。

#### (h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令または金融商品取引所の規程・規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況(意向表明書・買付説明書が提出された事実、特別委員会検討期間が開始した事実、特別委員会検討期間の延長が行われた事実、並びにその期間および理由を含みます。)または特別委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、当社株主意思確認総会の決議の概要、その他特別委員会または当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

#### (2) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(1)「本プランの発動に係る手続」(e)および(f)のとおり、下記の要件の該当性については、必ず特別委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会により決定されることとなります。

## 記

### 発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり(買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含む。)、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合(なお、買付者等が本プランに定められた手続に従ったか否かを判断するにあたっては、必ずしも買付者等が当社に関する詳細な情報を有していない場合があること等の買付者等側の事情も合理的な範囲で充分勘案するものとし、当社取締役会が提出を求めた必要情報の一部が買付者等によって提出されていないことのみをもって、買付者等による本プランに定められた手続の不遵守を認定することは行わないものとします。)

### 発動事由その2

下記の要件のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合(なお、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であるとの判断は、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある場合に限って行われるものであり、買付者等の意図が下記のいずれかに形式的に該当することや、株主以外のステークホルダーの利益に悪影響を与えることのみ理由として、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であるとの判断は行わないものとします。)

- (a) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
  - (ア) 株券等を買ひ占め、その株券等について当社関係者等に対して高値で買取りを要求する行為
  - (イ) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
  - (ウ) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - (エ) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。)等、株主に株式の売却を事実

上強要するおそれのある買付等である場合

- (c) 買付等の条件(対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含みます。)が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に鑑み著しく不十分または不適当な買付等である場合
  - (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者との関係を著しく損なうこと等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に著しく反する重大なおそれをもたらす買付等である場合
- (3) 本新株予約権の無償割当ての概要
- 本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。
- (a) 本新株予約権の数  
本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議または株主総会決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において別途定める一定の日(以下「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式総数(但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。)と同数とします。
  - (b) 割当対象株主  
割当期日における当社の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。
  - (c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日  
本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。
  - (d) 本新株予約権の目的である株式の数  
本新株予約権1個の目的である当社株式の数(以下「対象株式数」といいます。)は、原則として1株とします。
  - (e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間(取引が成立しない日を除きます。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値(気配表示を含みます。)に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとし

ます。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(I) 特定大量保有者<sup>12</sup>、(II) 特定大量保有者の共同保有者、(III) 特定大量買付者<sup>13</sup>、(IV) 特定大量買付者の特別関係者、(V) 上記 (I) ないし (IV) に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、(VI) 上記 (I) ないし (V) に該当する者の関連者<sup>14</sup>（以下、(I) ないし (VI) に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、一定の例外事由<sup>15</sup>が存する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に従うことを条件として当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

①当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

②当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新

株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(4) 本更新の手続

本更新については、当社定款第9条の規定に基づき、本プランに記載した条件に従い本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限の当社取締役会に対する委任について、本定時株主総会において決議していただくことを条件とします。

(5) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間（以下「有効期間」といいます。）は、本定時株主総会終結後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程・規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、または当社株主に不利益を与えない場合等本定時株主総会の決議による委任の趣旨に反し

ない場合には、特別委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実および（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成26年5月9日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

4. 株主および投資家の皆さまへの影響

(1) 本更新にあたって株主および投資家の皆さまに与える影響

本更新にあたっては、株主総会決議に基づき、本新株予約権に関する新株予約権無償割当ての決定権限を取締役会に対して委任していただいているに過ぎず、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆さまに直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆さまに与える影響

(a) 本新株予約権の無償割当ての手續

当社取締役会または当社株主総会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該決議において割当期日を定め、これを公告します。この場合、割当期日における当社の株主名簿に記録された株主の皆さま（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その有する当社株式1株につき1個の本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主の皆さまは、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手續等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記3. (1)「本プランの発動に係る手續」(e) ①に記載した特別委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発

生日以降行使期間開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆さまは、株価の変動により相応の損害を受ける可能性があります。

(b) 本新株予約権の行使の手續

当社は、割当対象株主の皆さまに対し、原則として、本新株予約権の行使に際してご提出いただく書面（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項並びに株主の皆さまご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言、並びに、当社株式の割当対象株主の皆さまの口座への振替に必要な情報を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆さまにおいては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を所定の方法により払い込むことにより、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式が発行されることとなります。なお、非適格者による本新株予約権の行使に関しては、上記3. (3)「本新株予約権の無償割当ての概要」(g)の趣旨に従って、別途当社が定めるところに従うものとします。

仮に、株主の皆さまが、こうした本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆さまによる本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することとなります。

但し、当社は、下記(c)に記載するところに従って非適格者以外の株主の皆さまから本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手續を取った場合、非適格者以外の株主の皆さまは、原則として、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手續

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手續に従い、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、非適格者以外の株主の皆さま



まから本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付いたします。この場合、かかる株主の皆さまは、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することになります。但し、この場合、かかる株主の皆さまには、別途、当社株式の割当対象株主の皆さまの口座への振替に必要な情報をご提供いただくほか、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

なお、本新株予約権無償割当て決議において、非適格者からの本新株予約権の取得、その他取得に関する事項について規定される場合には、当社は、かかる規定に従った措置を講じることがあります。但し、当社は、非適格者が保有する本新株予約権について、現金を対価として取得することはありません。

上記のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆さまに対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

#### 四 本プランの合理性

##### 1. 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上

本プランは、基本方針に基づき、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆さまのために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的とするものです。

##### 2. 買収防衛策に関する指針等の要件の充足

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」（以下「指針」といいます。）の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を全て充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっております。

##### 3. 株主意思の重視

本更新は、当社の本定時株主総会において本プランに係る委任決議がなされることによりなされるものです。

また、当社取締役会は、一定の場合に、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆さまの意思を確認することとされています。

さらに、本プランには、有効期間を約1年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長にも、株主の皆さまのご意向が反映されることとなっております。

##### 4. 独立性を有する社外取締役等の判断の重視および第三者専門家等の意見の取得

本プランの発動に際しては、独立性を有する社外取締役等から構成される特別委員会による勧告を必ず経ることとされています。

さらに、特別委員会は、当社の費用において独立した第三者専門家等の助言を受けることができるものとされており、特別委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

##### 5. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記3. (1)「本プランの発動に係る手続」(e)および上記3. (2)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

##### 6. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、株券等を大量に買い付けた者の指名に基づき当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上

- (注) 1. 第三者に対して買付等を勧誘する行為を含みます。
2. 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。
3. 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。
4. 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本書において同じとします。
5. 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
6. 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本書において同じとします。
7. 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本書において同じとします。
8. 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本書において同じとします。
9. 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。
10. 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。
11. 買付者等がファンドの場合は、各組員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。
12. 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本書において同じとします。
13. 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本書において同じとします。
14. ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。
15. 具体的には、(x) 買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止もしくは撤回または爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y) 買付者等の株券等保有割合（但し、株券等保有割合の計算に当たっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとする。）として当社取締役会が認めた割合（以下「非適格者株券等保有割合」といいます。）が (i) 当該買付等の前における非適格者株券等保有割合または (ii) 20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができることなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件および手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。

別紙1

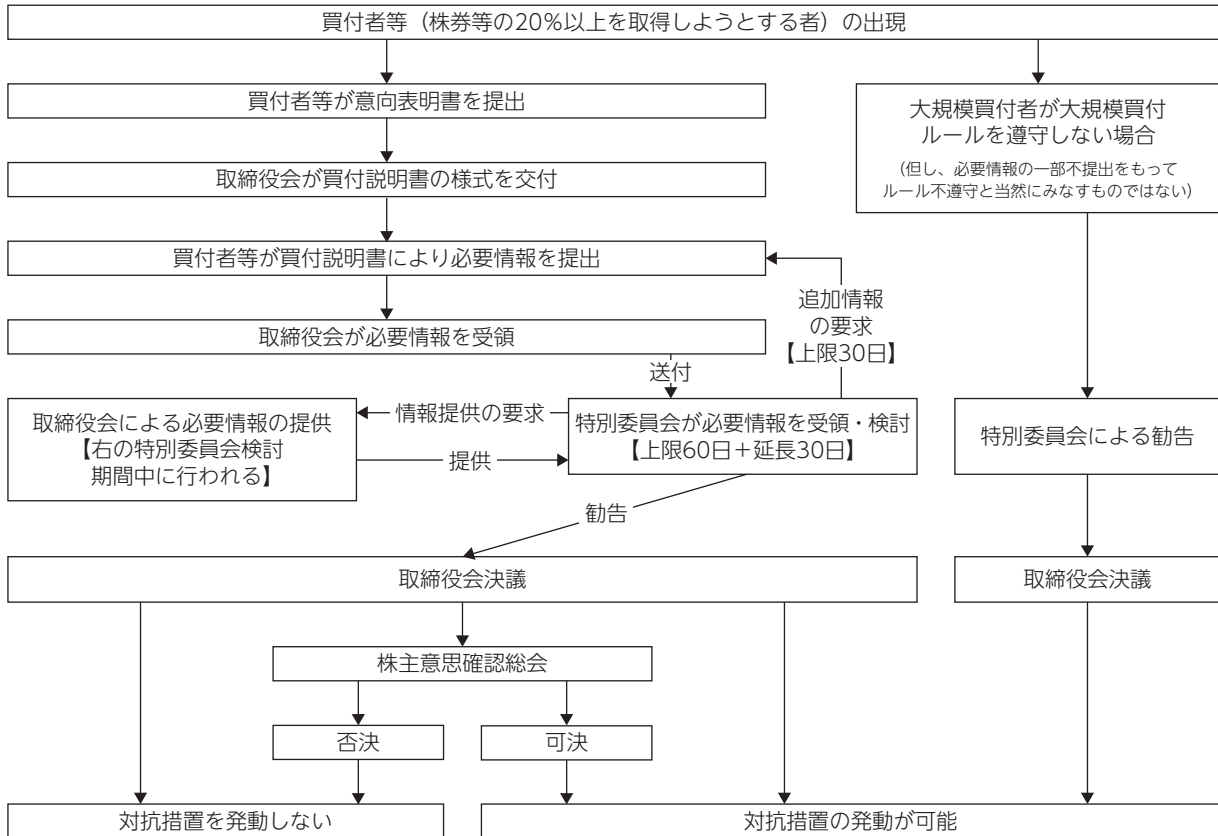
## 大株主の状況

(平成26年3月31日現在)

株主名	持株数	持株比率
ソニー株式会社	34,487,900株	10.08%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223	18,637,748	5.45
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	16,038,100	4.69
日本生命保険相互会社	13,286,618	3.88
株式会社三菱東京UFJ銀行	13,286,586	3.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	12,172,000	3.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	11,404,000	3.33
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	10,563,272	3.09
株式会社三井住友銀行	8,350,648	2.44
テルモ株式会社	5,581,000	1.63

(注) 持株比率は、自己株式 (431,063株) を控除して算出しています。

本プランに係る手続の流れ



(注) 本フローチャートは、本プランに係る手続の流れの概要をわかりやすく説明するために作成されたものです。

### 特別委員会規程の概要

- ・特別委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・特別委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i) 当社社外取締役、(ii) 当社社外監査役、または (iii) 社外有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、社外有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法・会社経営等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務の規定等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・特別委員会の任期は、就任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。また、社外取締役または社外監査役であった特別委員会の委員が、取締役または監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、特別委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・特別委員会は、以下の各号に記載される事項について決定を行い、その決定の内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この特別委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決議を行う（但し、①に定める本新株予約権の無償割当ての実施につき、株主意確認総会において別段の決議がなされた場合には、当該決議に従う。）。なお、特別委員会の各委員および当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - ①本新株予約権の無償割当ての実施または不実施
  - ②本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
  - ③その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項
- ・上記に定めるところに加え、特別委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
  - ①本プランの対象となる買付等への該当性の判断
  - ②買付者等および当社取締役会が特別委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
  - ③買付者等の買付等の内容の精査・検討
  - ④買付者等との交渉・協議
  - ⑤当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
  - ⑥本新株予約権の無償割当ての実施に関して株主総会招集の要否の検討
  - ⑦特別委員会検討期間の延長の決定
  - ⑧本プランの修正または変更の承認
  - ⑨本プランの廃止
- ⑩その他本プランにおいて特別委員会が行うことができると定められた事項
- ⑪当社取締役会において別途特別委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・特別委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提供するように求める。また、特別委員会は、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他特別委員会が適宜必要と認める情報を提供するように要求することができる。
- ・特別委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接または間接に、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会等による代替案の株主等に対する提示等を行うものとする。
- ・特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他特別委員会が必要と認める者の出席を要求し、特別委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・各特別委員は、買付等がなされた場合その他いつでも特別委員会を招集することができる。
- ・各特別委員は議決権1個を有するものとし、特別委員会の決議は、特別委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

以上

### 特別委員会委員略歴

本更新時における特別委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

(社外取締役)

西川 元啓 (昭和21年1月1日生)

【略歴】

昭和43年 4月 八幡製鐵株式会社 (現新日鐵住金株式会社) 入社  
 平成 9年 6月 同社取締役  
 平成13年 4月 同社常務取締役  
 平成15年 6月 同社常任顧問 (チーフリーガルカウンセル)  
 平成19年 7月 同社顧問  
 平成21年 6月 株式会社日鉄エレックス (現日鉄住金テックスエ  
 ンジ株式会社) 監査役  
 平成22年 4月 NKSJホールディングス株式会社監査役 (平成26  
 年6月23日退任予定)  
 平成23年 7月 東京弁護士会弁護士登録、野村綜合法律事務所所  
 属 (現任)  
 平成24年 4月 当社取締役 (現任)

※ 西川元啓氏は、会社法第2条第15号に規定される当社社外取締役であ  
 り、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員  
 です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

(社外監査役)

名古屋 信夫 (昭和20年1月30日生)

【略歴】

昭和43年 10月 公認会計士後藤岩男事務所 (現みず監査法人)  
 入所  
 昭和45年 8月 公認会計士登録  
 昭和46年 6月 税理士登録  
 昭和53年 4月 新光監査法人 (現みず監査法人) 社員  
 平成 元年 2月 中央新光監査法人 (現みず監査法人) 代表社員  
 平成18年 10月 なごや公認会計士事務所長 (現任)  
 平成21年 6月 株式会社コア監査役  
 平成24年 4月 当社監査役 (現任)

※ 名古屋信夫氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役で  
 あり、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役  
 員です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

(社外監査役)

名取 勝也 (昭和34年5月15日生)

【略歴】

昭和61年 4月 梶田江尻法律事務所 (現西村あさひ法律事務所)  
 入所  
 平成 2年 6月 Davis Wright Tremaine法律事務所入所  
 平成 4年 7月 Wilmer, Cutler & Pickering法律事務所入所  
 平成 5年 7月 エッソ石油株式会社入社  
 平成 7年 1月 アップルコンピュータ株式会社入社  
 平成 9年 1月 サン・マイクロシステムズ株式会社取締役  
 平成14年 3月 株式会社ファーストリテイリング執行役員  
 平成16年 1月 日本アイ・ビー・エム株式会社取締役執行役員  
 平成22年 4月 同社執行役員  
 平成24年 2月 名取法律事務所長 (現任)  
 平成24年 4月 当社監査役 (現任)

※ 名取勝也氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役であ  
 り、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員  
 です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

# ■ 事業報告 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過およびその成果

当期における世界経済は、米国を中心として全体的には緩やかに回復しているものの、中国を始めとした新興国市場の成長減速や債務問題により景気低迷が続いた欧州など、一部地域では引き続き厳しい状況となりました。また、わが国経済は、円安の進行や雇用情勢の改善により景気の回復基調が続き、また消費増税前の駆け込み需要もあり個人消費や設備投資が増加傾向となりました。

このような経営環境の中、当社グループは平成25年3月期を初年度とする「中期ビジョン」の達成に向け、各取り組みを推進してきました。その基本戦略である「事業ポートフォリオの再構築・経営資源の最適配分」「コスト構造の見直し」「財務の健全化」「ガバナンスの再構築」に基づき、非ドメイン事業の整理を進めたほか、映像事業における製造拠点の再編等を実施しました。また、東京証券取引所より当社株式は特設注意市場銘柄に指定されていましたが、グループ全社をあげてコーポレート・ガバナンス体制の再構築、コンプライアンス機能の強化に取り組んだことで、平成25年6月に本指定を解除されました。同年7月には、海外市場における新株式発行および自己株式の処分を実施し、約1,100億円の資金調達を行いました。これにより財務体質の健全化を図るとともに、当社の柱でもある医療事業への投資資金を確保しました。

各事業についても、医療事業においては、主力である消化器内視鏡分野において国内外で新製品の販売を大きく伸ばしたほか、外科分野においても外科用内視鏡が引き続き売上を伸ばし、さらなる成長に向けてセールス体制の強化も押し進めました。ライフ・産業事業においてはレーザー走査型顕微鏡や工業用ビデオスコープなど各分野で新製品を投入し、販売を拡大しました。映像事業においては、当社が強みを有するミラーレス一眼カメラの高価格帯モデル拡充により収益性の強化を図ったほか、製品在庫の適正化およびコストの削減に取り組みました。

これらの取り組みを行った結果、当社グループの連結売上高は、医療事業およびライフ・産業事業が増収となったものの、情報通信事業を前期9月に売却した影響により全体としては減収となり、7,132億86百万円（前期比4.1%減）となりました。営業利益については、医療事業およびライフ・産業事業が増益となったことに加え、映像事業の営業損失を大幅に縮小したことで、734億45百万円（前期比109.4%増）となりました。経常利益については、営業利益の増加を主要因として509億13百万円（前期比290.3%増）となりました。また、主に訴訟損失引当金やバイオロジクス事業からの撤退等に伴う事業整理損の計上等、特別損失を356億42百万円計上したこと等により、当期純利益は136億27百万円（前期比69.9%増）となりました。

また、当期においては、667億96百万円の研究開発費を投じるとともに、378億10百万円の設備投資を実施しました。

期中の平均為替レートは、1米ドル=100.24円(前期は83.10円)、1ユーロ=134.37円(前期は107.14円)となり、売上高では前期比955億円の増収要因、営業利益では前期比259億円の増益要因となりました。

なお、財務基盤強化の観点から内部留保を充実させる必要があることから、誠に遺憾ではありますが、期末配当金を無配とさせていただきます。

(注) 1. この事業報告において、百万円単位の表示金額は、百万円未満を四捨五入しています。  
2. 平成26年4月1日よりライフ・産業事業グループを「科学事業グループ」に名称変更しました。

## 2. 事業部門別の状況

主要製品および事業内容

▶医療用内視鏡、外科内視鏡、超音波内視鏡、内視鏡処置具の製造販売

医 療

売上高  
4,922億96百万円  
(前期比24.7%増)

医療事業の連結売上高は4,922億96百万円（前期比24.7%増）、営業利益は1,127億35百万円（前期比29.5%増）となりました。

主力の消化器内視鏡分野において、前期に発売した内視鏡基幹システム「EVIS EXERA Ⅲ（イーヴィス エクセラ スリー）」および「EVIS LUCERA ELITE（イーヴィス ルセラ エリート）」の販売がいずれも好調に推移しました。また、外科・処置具分野においては、内視鏡外科手術をサポートする内視鏡統合ビデオシステム「VISERA ELITE（ビセラ・エリート）」が引き続き売上を伸ばしました。この結果、医療事業の売上は増収となりました。

医療事業の営業利益は、大幅増収により増益となりました。

主要製品および事業内容

▶生物顕微鏡、工業用顕微鏡、工業用内視鏡、非破壊検査機器の製造販売

ライフ・産業

売上高  
985億10百万円  
(前期比15.2%増)

ライフ・産業事業の連結売上高は985億10百万円（前期比15.2%増）、営業利益は49億35百万円（前期比39.9%増）となりました。

ライフサイエンス分野において、生命科学の最先端研究に使用されるレーザー走査型顕微鏡の新製品「FLUOVIEW（フロービュー） FVMPE-RS」などが好調だったほか、産業分野においてはシリーズ最高画質を実現した工業用ビデオスコープの新製品「IPLEX（アイプレックス）RX」「IPLEX RT」や、小型軽量タイプの超音波フェーズドアレイ探傷器「OmniScan（オムニスキャン）SX」シリーズなどが販売を伸ばしたことで、両分野ともに増収となりました。

ライフ・産業事業の営業利益は、増収により増益となりました。



主要製品および事業内容

▶ デジタルカメラ、録音機の製造販売

映像

売上高

961億11百万円

(前期比10.7%減)

映像事業の連結売上高は961億11百万円（前期比10.7%減）、営業損失は91億82百万円（前期は230億73百万円の営業損失）となりました。

デジタル一眼カメラ分野において、フルサイズ一眼に匹敵する画質を提供するミラーレス一眼のフラッグシップモデル「OM-D E-M1」や、超薄型スタイリッシュボディに最先端技術を凝縮したミラーレス一眼カメラ「OM-D E-M10」を発売し、売上が好調に推移しました。一方で、コンパクトカメラの分野において、市場の縮小に合わせて販売台数を絞り込んだことにより、映像事業全体の売上は減収となりました。

映像事業の営業損益は、事業規模に見合った費用構造の構築を進め、コストの削減に努めた結果、損失幅が縮小しました。

主要製品および事業内容

▶ システム開発、生体材料の製造販売ほか

その他

売上高

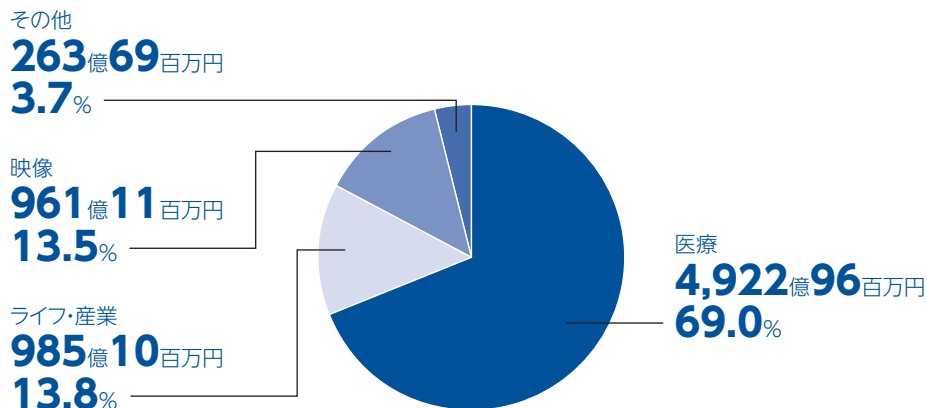
263億69百万円

(前期比36.8%減)

その他事業の連結売上高は263億69百万円（前期比36.8%減）、営業損失は53億56百万円（前期は48億70百万円の営業損失）となりました。

事業ドメインへの経営資源の集中を進めるべく、黒字事業も含めた非事業ドメインの整理を行ったことで、その他事業の売上高は減収となり、営業損益は損失幅が拡大しました。

部門別売上高構成比



### 3. 財産および損益の状況の推移

		第143期 (平成23年3月期)	第144期 (平成24年3月期)	第145期 (平成25年3月期)	第146期 (平成26年3月期)
売上高	(百万円)	847,105	848,548	743,851	<b>713,286</b>
営業利益	(百万円)	38,379	35,518	35,077	<b>73,445</b>
経常利益	(百万円)	23,215	17,865	13,046	<b>50,913</b>
当期純利益 (△損失)	(百万円)	3,866	△48,985	8,020	<b>13,627</b>
総資産	(百万円)	1,019,160	966,526	960,239	<b>1,027,475</b>
純資産	(百万円)	115,579	48,028	151,907	<b>331,284</b>
1株当たり当期純利益 (△損失)	(円)	14.39	△183.54	28.96	<b>41.05</b>
1株当たり純資産額	(円)	421.37	167.76	493.30	<b>962.83</b>

- (注) 1. 第143期の表示金額は、過年度決算の訂正後の内容を記載しています。  
 2. 第144期は、減損損失等により277億円の特別損失を計上した他、法人税等を393億円計上したこと等により、連結当期純損失を計上しました。  
 3. 第146期(当期)より、一部の在外子会社において、IAS第19号「従業員給付」(平成23年6月16日改訂)を適用しています。当該会計方針の変更は遡及適用されるため、第145期の総資産、純資産および1株当たり純資産額は遡及適用後の金額となっています。  
 4. 第146期(当期)の業績につきましては、前記「■企業集団の現況に関する事項 1. 事業の経過および成果」(30頁)に記載のとおりです。

### 4. 資金調達および設備投資の状況

#### (1) 資金調達の状況

当期は、海外市場における新株式発行により、当社普通株式37,000,000株の発行(払込金額1株につき2,766.96円)を実施し、平成25年7月25日付で、当該新株式発行の払込を受けたことにより、総額1,024億円の資金調達を行いました。

また、海外市場における自己株式の処分により、当社普通株式4,000,000株の処分(払込金額1株につき2,766.96円)を実施し、平成25年7月25日付で、当該自己株式の処分の払込を受けたことにより、総額111億円の資金調達を行いました。

#### (2) 設備投資の状況

当期に実施した設備投資の総額は、約378億円です。主なものは、医療事業におけるデモ用およびレンタル用固定資産と映像事業における新製品の金型投資等です。

## 5. 対処すべき課題

今後の世界経済は、米国を中心として緩やかな回復傾向が続き、低迷の続く欧州景気も底打ちの兆しが見えるものの、新興国の成長減速など、依然として景気の下振れリスクが残ります。また、わが国経済は、円安の進行や雇用情勢の改善により景気の回復基調にあるものの、消費増税の影響など懸念材料もあり、予断を許さない状況が続きます。

このような状況のもと、当社グループは、「中期ビジョン」の確実な達成に向けて戦略の実行を着実に推し進めています。また、中期ビジョンの先を見据えた主要事業、特に医療事業への長期的な戦略投資を行い、成長の加速と事業基盤強化を図ります。

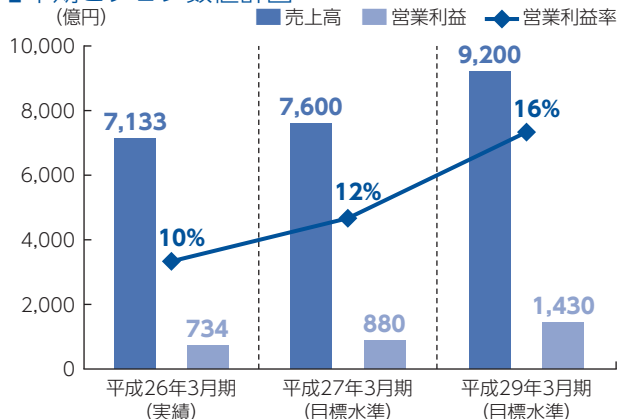
更に、事業環境の変化を的確に捉えたうえで、最適な事業ポートフォリオを構築するため、オリンパスグループの経営資源を戦略的に配分し、最大限に活用することでグループ全体のパフォーマンスの最大化を実現します。この実現のためには、経営方針の一つである「One Olympus (ワン・オリンパス)」の経営が重要となります。その一環として、医療、映像事業の分社体制を見直し、グループ組織を再編することによって、最適なグループ組織体制を構築するべく検討することとしました。これにより本社機能の強化、組織間の機能重複の解消および経営資源の効率性改善によるコスト競争力向上を図っていきます。

各事業部門別の取り組みとしましては、医療事業では、外科事業のセールス体制を更に強化し、戦略製品であるエネルギーデバイス「THUNDERBEAT (サンダービート)」の売上拡大を図るなど、積極的な事業拡大を目指します。次に従来のライフ・産業事業から名称を変更した科学事業では、顧客群別の選択と集中を進めることで投資効率を高めるとともに、事業組織の効率化によって収益性の改善を図ります。映像事業では、コンパクトカメラのさらなる市場縮小を見越して販売目標台数を一段と絞り込むとともに、収益性の高い「OM-D」シリーズの販売比率を高め、成長が見込めるミラーレス一眼へのシフトを加速させます。

コーポレート・ガバナンスの強化およびコンプライアンスの推進にも引き続き取り組んでいきます。内部管理体制を含めた推進体制を更に強化し、オリンパスグループ全体で継続的な高い倫理観の醸成と意識の向上を図ります。

株主の皆さまにおかれましては、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### ■ 中期ビジョン数値計画



	平成26年3月期 (実績)	平成27年3月期 (数値見通し)	平成29年3月期 (目標水準)
投下資本利益率 (ROIC)	5.9%	—	10%以上
営業利益率	10.3%	11.6%	10%以上
フリーキャッシュフロー (営業CF+投資CF)	521億円	—	700億円以上
自己資本比率	32.1%	—	30%以上

## 6. 重要な親会社および子会社等の状況

### (1) 親会社の状況

該当事項はありません。

### (2) 重要な子会社等の状況

次の重要な子会社5社を含む連結子会社は153社、持分法適用会社は4社です。

会社名	資本金または出資金	出資比率	主な事業内容
オリンパスメディカルシステムズ株式会社	1,000百万円	100%	医療関連製品の製造販売
オリンパスイメージング株式会社	19,500百万円	100%	映像関連製品の製造販売
Olympus Corporation of the Americas	13千米ドル	100%	米州の関係会社に対する総合経営企画を行う持株会社
Olympus Europa Holding SE	1,000千ユーロ	100%	欧州の関係会社に対する総合経営企画を行う持株会社
Olympus Corporation of Asia Pacific Limited	634,992千香港ドル	100%	アジア・オセアニアの関係会社に対する総合経営企画を行う持株会社

## 7. 主要な営業所および工場

### (1) 当社の主要な事業所

本店	東京都渋谷区
本社事務所	東京都新宿区
技術開発センター	東京都八王子市
長野事業場	長野県伊那市および上伊那郡
白河事業場	福島県西白河郡
支店	札幌、名古屋、大阪、広島、福岡
営業所	仙台、横浜、新潟、松本、静岡、金沢、松山

## (2) 主要な子会社の事業所

オリンパスメディカルシステムズ株式会社	東京都新宿区（本社事務所）
オリンパスイメージング株式会社	東京都八王子市（本社事務所）
会津オリンパス株式会社	福島県会津若松市
青森オリンパス株式会社	青森県黒石市
白河オリンパス株式会社	福島県西白河郡
Olympus Corporation of the Americas	米国ペンシルバニア州
Olympus Europa Holding SE	英国ロンドン市
Olympus Corporation of Asia Pacific Limited	中華人民共和国香港特別行政区

## 8. 従業員の状況

事業部門	従業員数	前期比増減
医療	17,150名（1,195名）	1,616名（177名）
ライフ・産業	4,209名（75名）	△285名（△6名）
映像	6,229名（1,654名）	△882名（585名）
その他	1,340名（50名）	△364名（△16名）
本社管理部門	1,774名（4名）	△80名（△2名）
合計	30,702名（2,978名）	5名（738名）

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、当社グループ外への出向者は含まず、当社グループへの出向受入者は含みます。また、臨時雇用者数の年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しています。
2. 医療部門では、主に販売体制の強化に伴い、前期に比べ従業員数が増加しています。
3. 映像部門では、主に生産拠点の集約に伴い、前期に比べ従業員数が減少しています。

## 9. 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	98,860百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	81,147百万円

## 10. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社が過去の損失計上先送りのために不適切な財務報告をした結果、当社に対して当社株主等が訴訟を提起しており、今後さまざまな株主および株主グループが当社への損害賠償を求め、または訴訟を起こす可能性があります。平成26年5月14日現在(以下「現時点」といいます。)における本件に係る訴額の合計は、863億円であり、そのうち主な訴訟は以下のとおりです。

なお、当社は、当期において、本件の訴訟のうち、以下①および③の訴訟の進行状況等に鑑み、110億円を訴訟損失引当金として流動負債に計上しています。

- ①ティーチャーズ・リタイアメント・システム・オブ・ステート・オブ・イリノイほか、当社株主の海外機関投資家および年金基金等、合計49社(うち1社が訴状送達前に訴えを取り下げ)が、平成24年6月28日付(当社への訴状送達日は平成24年11月12日)で当社に対し、191億38百万円およびこれに対する平成23年10月14日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払いを求める損害賠償請求訴訟を提起しています。その後、平成25年3月15日付請求の趣旨変更申立てにより、請求額は208億51百万円およびこれに対する平成23年11月8日から支払済みまで年5分の割合による金員に変更され、更に原告らのうち2社が平成25年6月28日に訴えを取り下げ、その損害賠償請求金額が9百万円であるため現時点での損害賠償請求金額は、208億42百万円およびこれに対する平成23年11月8日から支払済みまで年5分の割合による金員に変更されています。
- ②カリフォルニア・パブリック・エンプロイーズ・リタイアメント・システムほか、当社株主の海外機関投資家等、合計68社が、平成24年12月13日付(当社への訴状送達日は平成25年3月29日)で当社に対し、58億92百万円およびこれに対する平成23年10月14日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払いを求める損害賠償請求訴訟を提起しています。その後、原告らのうち2社が、平成25年4月4日に訴えを取り下げ、その損害賠償請求金額が18百万円であるため、損害賠償請求金額は、58億75百万円およびこれに対する平成23年10月14日から支払済みまで年5分の割合による金員に変更され、更に原告らのうち4社が、平成25年9月11日に訴えを取り下げ、その損害賠償請求金額が1億12百万円であるため、損害賠償請求金額は、57億63百万円およびこれに対する平成23年10月14日から支払済みまで年5分の割合による金員に変更されました。更に、原告らのうち1社が、平成26年2月4日に訴えを取り下げ、その損害賠償請求金額が2百万円であるため、損害賠償請求金額は、57億62百万円およびこれに対する平成23年10月14日から支払済みまで年5分の割合による金員に変更され、平成26年5月14日には更に原告のうち1社が訴えを取り下げ、その損害賠償請求金額が3百万円であるため、現時点での損害賠償請求金額は、57億59百万円およびこれに対する平成23年10月14日から支払済みまで年5分の割合による金員に変更されています。
- ③カリフォルニア・ステート・ティーチャーズ・リタイアメント・システムほか、当社株主の海外機関投資家および年金基金等、合計43社が、平成25年6月27日付(当社への訴状送達日は平成25年7月16日)で当社に対し、168億32百万円およびこれに対する平成23年11月8日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払いを求める損害賠償請求訴訟を提起しています。
- ④三菱UFJ信託銀行株式会社ほか信託銀行5行、合計6行が、平成26年4月7日付(当社への訴状送達日は平成26年4月17日)で当社に対し、279億15百万円および各株式について発生した損害額に対する当該株式の取得約定日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払いを求める損害賠償請求訴訟を提起しています。

なお、東京地方検察庁検察官により、東京地方裁判所において、証券取引法および金融商品取引法違反の罪で起訴されましたが、平成25年7月3日、東京地方裁判所より、当社は罰金7億円の判決を受け、同年8月9日に罰金全額の納付を行いました。

また、当社株主のテルモ株式会社、平成24年7月23日付で当社に対して、66億12百万円およびこれに対する平成17年8月22日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払いを求めた損害賠償請求訴訟については、平成25年11月18日に裁判上の和解が成立し、同年12月18日に合意条件通りに和解金60億円を支払いました。

当社は、過去の損失計上先送りに係る一連の問題の責任を明確化するため、取締役責任調査委員会および監査役等責任調査委員会を設置し、厳正かつ徹底した調査を行い、その結果に基づき、平成24年1月に、旧取締役19名に対して約36億円、旧監査役5名に対して約10億円を訴額とする損害賠償請求訴訟を提起するとともに、同年6月には同事案における社外協力者2名に対し5億円の損害賠償を求める訴訟を提起し、いずれも現在東京地方裁判所で係争中です。

## 2 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 1,000,000,000株
2. 発行済株式総数 342,240,445株（自己株式431,063株を除く。）  
 （注）海外市場における自己株式の処分により、当社普通株式4,000,000株の処分を実施し、平成25年7月25日付で、当該自己株式の処分の払込を受けました。
3. 当期末株主数 26,173名
4. 大株主（上位10名）

（平成26年3月31日現在）

株主名	持株数	持株比率
ソニー株式会社	34,487,900株	10.08%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223	18,637,748	5.45
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	16,038,100	4.69
日本生命保険相互会社	13,286,618	3.88
株式会社三菱東京UFJ銀行	13,286,586	3.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	12,172,000	3.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （三井住友信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口）	11,404,000	3.33
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	10,563,272	3.09
株式会社三井住友銀行	8,350,648	2.44
テルモ株式会社	5,581,000	1.63

（注）持株比率は、自己株式（431,063株）を控除して算出しています。

### 3 会社の新株予約権等に関する事項

#### 1. 新株予約権の内容の概要

発行年月日	新株予約権の数	目的である株式の種類および数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	行使期間	対象者
平成25年8月8日 (第1回)	391個	普通株式 39,100株	1株当たり 2,940円	1株当たり1円	(注)	取締役および 執行役員

- (注) ①新株予約権者は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日の1年後から10年に限って新株予約権を行使することができます。
- ②新株予約権者が、取締役もしくは執行役員退任後、監査役に就任した場合は、新株予約権を行使することができるのは、監査役を喪失した日の翌日の1年後からの10年間とします。
- ③その他の条件は、「新株予約権割当契約書」において定めるところによります。

#### 2. 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

区分	発行回次	個数	目的となる株式の種類および数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	第1回新株予約権	129個	普通株式12,900株	5名

#### 3. 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

区分	発行回次	個数	目的となる株式の種類および数	交付者数
取締役 (社外取締役を除く)	第1回新株予約権	129個	普通株式12,900株	5名
執行役員	第1回新株予約権	262個	普通株式26,200株	20名

- (注) 執行役員には、取締役兼務者は含まれません。



## 4 会社役員に関する事項

### 1. 取締役および監査役の氏名等

(平成26年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	木 本 泰 行	
代 表 取 締 役	笹 宏 行	
取 締 役	藤 塚 英 明	コーポレートセンター長
取 締 役	竹 内 康 雄	グループ経営統括室長
取 締 役	林 繁 雄	ものづくり革新センター長
社 外 取 締 役	後 藤 卓 也	JSR株式会社取締役 公益社団法人日本マーケティング協会会長 アジア・マーケティング連盟会長
社 外 取 締 役	蛭 田 史 郎	株式会社日本経済新聞社監査役
社 外 取 締 役	藤 田 純 孝	古河電気工業株式会社取締役 日本板硝子株式会社取締役 日本CFO協会理事長
社 外 取 締 役	西 川 元 啓	NKSJホールディングス株式会社監査役
社 外 取 締 役	今 井 光	
社 外 取 締 役	藤 井 清 孝	株式会社イーストゲイト・グループ代表取締役社長 ヘイロー・ネットワーク・ジャパン株式会社代表取締役社長
社 外 取 締 役	鶴 瀬 恵 子	東洋学園大学現代経営学部教授
社 外 取 締 役	吉 田 憲 一 郎	エムスリー株式会社取締役 ソネット株式会社取締役 ソニー株式会社執行役EVP兼CSO兼デピュティCFO 株式会社アクトビラ取締役
常 勤 監 査 役	斎 藤 隆	
常 勤 監 査 役	清 水 昌	
社 外 監 査 役	名 古 屋 信 夫	なごや公認会計士事務所長
社 外 監 査 役	名 取 勝 也	名取法律事務所長

- (注) 1. 上記の取締役は平成25年6月26日付で、監査役は平成24年4月20日付で就任しました。
2. 取締役 後藤卓也、蛭田史郎、藤田純孝、西川元啓、今井光、藤井清孝、鶴瀬恵子および吉田憲一郎の各氏は、会社法第2条第15条に定める社外取締役であります。また、後藤卓也、蛭田史郎、藤田純孝、西川元啓、今井光、藤井清孝および鶴瀬恵子の各氏は、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員です。
3. 監査役のうち名古屋信夫および名取勝也の両氏は、社外監査役であり、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員です。
4. 監査役名古屋信夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

5. 当期中および当期末後における取締役の地位、担当および重要な兼職の主な変更は次のとおりです。

氏名	変更年月日	変更後の地位、担当 および重要な兼職の状況	変更前の地位、担当 および重要な兼職の状況
藤 塚 英 明	平成26年4月1日	取締役専務執行役員 コーポレートセンター長	取締役専務執行役員 コーポレートセンター長 オリンパスビジネススクリエイツ株式会社担当

6. 当社は執行役員制度を採用しており、平成26年3月31日現在の執行役員は次のとおりです。なお、\*印は取締役を兼務しています。

地 位	氏 名	地 位	氏 名
社長執行役員*	笹 宏 行	執行役員	川 田 均
専務執行役員*	藤 塚 英 明	執行役員	正 川 仁 彦
専務執行役員*	竹 内 康 雄	執行役員	川 俣 尚 彦
専務執行役員	田 口 晶 弘	執行役員	依 田 康 夫
常務執行役員*	林 繁 雄	執行役員	窪 田 明
常務執行役員	小 川 治 男	執行役員	古 閑 信 之
常務執行役員	五 味 俊 明	執行役員	矢 部 久 雄
常務執行役員	栗 林 正 雄	執行役員	半 田 正 道
常務執行役員	境 康	執行役員	阿 部 信 宏
執行役員	渡 邊 和 弘	執行役員	吉 益 健
執行役員	西 垣 晋 一	執行役員	北 村 正 仁
執行役員	唐 木 幸 一	執行役員	小 林 哲 男

- (注) 1. 平成26年3月31日付で次の執行役員が退任しました。  
 常務執行役員 栗林 正雄  
 執行役員 渡邊 和弘  
 執行役員 依田 康夫
2. 平成26年4月1日付で執行役員を新たに選任しました。  
 執行役員 平田 貴一  
 執行役員 大久保 俊彦  
 執行役員 彦坂 充洋
3. 平成26年4月1日付で次のとおり執行役員の地位に異動がありました。  
 常務執行役員 窪田 明

## 2. 取締役および監査役の報酬等の額

### (1) 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

役員報酬については、「企業価値の最大化を図り、株主期待に応える」「経営方針である『原点回帰』『One Olympus』『利益ある成長』に基づき、新たな企業価値の創造を果たす」というミッションに対する意識の強化とその責務に相応しい身分・処遇とすることを基本コンセプトとしています。

取締役（社外取締役を除く）の報酬等は、固定報酬である月例報酬、賞与、株式報酬型ストックオプションにより構成されています。月例報酬は役位ごとの基準額をベースに会社への貢献度等に応じて決定され、賞与は当該期の連結営業利益額および連結当期純利益額に基づき総支給額が決定される仕組みをとっています。また、株式報酬型ストックオプションは、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的とし、新株予約権を割り当てる仕組みとなります。社外取締役については月例報酬のみを支給しており、賞与および株式報酬型ストックオプションは対象としていません。

監査役の報酬等は監査役の協議により定め、賞与および株式報酬型ストックオプションは対象としていません。

#### ■ 取締役（社外取締役を除く）の種類別報酬割合（変動報酬に係る目標達成率が全て100%の場合）

報酬の種類		比率	
固定報酬	月例報酬（基本報酬）	77%	
変動報酬	賞与（短期インセンティブ）	15%	23%
	株式報酬型ストックオプション（長期インセンティブ）	8%	
合計		100%	

### (2) 支給人員および報酬等の総額

	支給人員	報酬等の総額
取締役	13名	460百万円
監査役	4名	80百万円

- (注) 1. 平成23年6月29日開催の第143期定時株主総会の決議による取締役の報酬は月額100百万円以内、取締役の賞与は年額350百万円以内です。平成25年6月26日開催の第145期定時株主総会の決議による取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額は年額2億円を上限としています。平成18年6月29日開催の第138期定時株主総会の決議による監査役の報酬は月額10百万円以内であります。
2. 使用人を兼務している取締役はいないため、使用人分給与はありません。
3. 上記の取締役および監査役の報酬等の総額のうち、社外役員（社外取締役8名、社外監査役2名）に対する総額は、105百万円です。

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 重要な兼職先と当社との関係

(平成26年3月31日現在)

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
社 外 取 締 役	後 藤 卓 也	JSR株式会社取締役 公益社団法人日本マーケティング協会会長 アジア・マーケティング連盟会長
社 外 取 締 役	蛭 田 史 郎	株式会社日本経済新聞社監査役
社 外 取 締 役	藤 田 純 孝	古河電気工業株式会社取締役 日本板硝子株式会社取締役 日本CFO協会理事長
社 外 取 締 役	西 川 元 啓	NKSJホールディングス株式会社監査役
社 外 取 締 役	藤 井 清 孝	株式会社イーストゲイト・グループ代表取締役社長 ヘイロー・ネットワーク・ジャパン株式会社代表取締役社長
社 外 取 締 役	鵜 瀬 恵 子	東洋学園大学現代経営学部教授
社 外 取 締 役	吉 田 憲 一 郎	エムスリー株式会社取締役 ソネット株式会社取締役 ソニー株式会社執行役EVP兼CSO兼デピュティCFO 株式会社アクトビラ取締役
社 外 監 査 役	名 古 屋 信 夫	なごや公認会計士事務所長
社 外 監 査 役	名 取 勝 也	名取法律事務所長

- (注) 1. ソニー株式会社は当社の大株主であり、当社は同社との間に業務提携契約・資本提携契約を締結しています。  
 2. 後藤卓也、蛭田史郎、藤田純孝、西川元啓、藤井清孝、鵜瀬恵子、名古屋信夫および名取勝也の各氏の重要な兼職先である法人等と当社との間には、特別な利害関係はありません。  
 3. 社外取締役藤井清孝氏は、平成26年4月17日にザ・リアルリアル株式会社代表取締役社長に就任しました。当社と同社との間には、特別な利害関係はありません。  
 4. 社外取締役吉田憲一郎氏は、平成26年4月1日にソニー株式会社代表執行役 EVP CFOに就任しました。  
 5. 本項目については、平成25年6月26日開催の当社第145期定時株主総会終結の日の翌日以降、当期末日までの期間中に在任した者について記載しています。

## (2) 当期における主な活動状況

取締役 後藤 卓也

当期開催の取締役会（会社法第370条に基づく決議の省略による開催を除く。以下同じ）19回のすべてに出席し、花王株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識から、適宜発言および提言を行っています。また、新任の役員候補者を選定するための指名委員会委員長として、役員候補者の選考基準等の審議を取りまとめ、役員候補者を選考し、取締役会に提案しています。

取締役 蛭田 史郎

当期開催の取締役会19回のすべてに出席し、旭化成株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識から、適宜発言および提言を行っています。また、新任の役員候補者を選定するための指名委員会において、役員候補者の選考基準等の審議に参加するとともに、役員候補者を選考しています。

取締役 藤田 純孝

当期開催の取締役会19回のすべてに出席し、伊藤忠商事株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識から、適宜発言および提言を行っています。また、役員報酬を決定するための報酬委員会委員長として、役員報酬基準等の審議を取りまとめ、役員報酬案を策定し、取締役会に提案しています。

取締役 西川 元啓

当期開催の取締役会19回のすべてに出席し、新日本製鐵株式会社（現 新日鐵住金株式会社）での経営者としての豊富な経験と幅広い知識および弁護士としての幅広い知識から、適宜発言および提言を行っています。また、コーポレート・ガバナンス体制を強化するためのコンプライアンス委員会委員長として、内部統制システム強化等の審議を取りまとめ、その内容を取締役に報告しています。

取締役 今井 光

当期開催の取締役会19回のすべてに出席し、メリルリンチ日本証券株式会社および株式会社レコフでの経営者としての豊富な経験と幅広い知識から、適宜発言および提言を行っています。また、役員報酬を決定するための報酬委員会において、役員報酬基準等の審議に参加するとともに、役員報酬案を策定しています。

取締役 藤井 清孝

当期開催の取締役会19回のすべてに出席し、日本ケイデンス・デザイン・システムズ社、SAPジャパン株式会社、LVJグループ株式会社、株式会社イーストゲイト・グループ、ベタープレイス・ジャパン株式会社およびヘイロー・ネットワーク・ジャパン株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識から、適宜発言および提言を行っています。また、コーポレート・ガバナンス体制を強化するためのコンプライアンス委員会において、内部統制システム強化等の審議に参加しています。

取締役 鷓瀬 恵子

平成25年6月26日開催の第145期定時株主総会にて就任以降開催された当期開催の取締役会15回のすべてに出席し、公正取引委員会での豊富な経験と幅広い知識から、適宜発言および提言を行っています。

取締役 吉田 憲一郎

平成25年6月26日開催の第145期定時株主総会にて就任以降開催された当期開催の取締役会15回のうち14回に出席し、ソネットエンタテインメント株式会社（現 ソネット株式会社）での経営者としての豊富な経験と幅広い知識から、適宜発言および提言を行っています。

監査役 名古屋 信夫

当期開催の取締役会19回および監査役会33回のすべてに出席し、公認会計士としての豊富な経験と幅広い知識から、適宜発言および提言を行っています。

監査役 名取 勝也

当期開催の取締役会19回のうち17回および監査役会33回のうち28回に出席し、サン・マイクロシステムズ株式会社、株式会社ファーストリテイリングおよび日本アイ・ビー・エム株式会社での経営者ならびに弁護士としての豊富な経験と幅広い知識から、適宜発言および提言を行っています。

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役の全員との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に規定する最低責任限度額です。

## 5 会計監査人に関する事項

### 1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### 2. 報酬等の額

区 分	支給額
当期に係る会計監査人の報酬等の額	205百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	292百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当期に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 当社の重要な子会社のうち、Olympus Corporation of the Americas、Olympus Europa Holding SEおよびOlympus Corporation of Asia Pacific Limitedは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

### 3. 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、非監査業務として、海外市場における新株式発行および自己株式の処分に係るコンフォート・レターの作成業務を委託し、その対価を支払っています。

### 4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会が監査役全員の同意によりその会計監査人を解任します。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性および信頼性に影響を及ぼす事象が生じたことにより、当社における監査が適切に実施されないと認められる場合、当社は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に付議します。

## 6 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

当社は、生活者として社会と融合し、社会と価値観を共有しながら、事業を通して新しい価値を提案し、人々の健康と幸せな生活を実現するという考え方を「Social IN（ソーシャル・イン）」と呼び、すべての活動の基本思想としています。

取締役会は、この基本思想のもと、財務報告の適正性と信頼性ならびに業務の有効性と効率性を確保するための体制を整備し、運用するとともに、継続的な改善を図るものとします。

### 1. 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役および使用人が法令および定款を遵守して職務を執行する体制を確保するため、取締役会はオリンパスグループ企業行動憲章およびオリンパスグループ行動規範をはじめとする各種基本方針および社規則を制定します。
- (2) 取締役会は、コンプライアンス体制を監督し改善するための組織として、社外取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置します。コンプライアンス推進体制として、コンプライアンス担当役員（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）を任命するとともに、統括部門を設置します。統括部門は「グローバルコンプライアンスマネジメントシステム」に基づいたグループコンプライアンス体制の充実に向けた活動を行います。また、取締役および使用人に対する教育やアセスメントに関する取り組みを継続的に実施します。なお、コンプライアンスに関する問題を相談または通報する窓口として社内外にヘルプラインを設置し、コンプライアンス上の問題が生じた場合は、その内容等について取締役会および監査役会に報告する体制を構築します。
- (3) 当社は、社長を委員長とするCSR委員会を設置し、オリンパスグループにおけるCSR活動の取り組み内容、目標設定および評価等を行うため定期的で開催します。また、CSR委員会は、高い倫理観を醸成することをはじめ、オリンパスグループ企業行動憲章およびオリンパスグループ行動規範を実現するための取り組みを推進します。
- (4) 当社は、社長直轄のグループ監査室を設置し、グループ監査室は内部監査規程に基づき、業務全般に関し法令、定款および社規則の遵守状況、職務執行の手続きおよび内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施します。
- (5) 当社は、財務報告の適正性と信頼性を確保するために、グループ監査室において財務報告に係る内部統制制度における統制活動が有効に機能するための取り組みや運用状況を定期的に評価し、継続的な改善活動を実施します。
- (6) 当社は、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体に対して、総務部を所管として弁護士および警察等と連携し組織的に毅然とした姿勢で対応します。また、オリンパスグループとして反社会的勢力排除の社会的責任を果たすため、関連する規程を整備し反社会的勢力排除の取り組みを継続的に実施します。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 当社は、法令および文書管理規程等の社規則に従い、文書または電磁的情報の保存および管理を行います。
- (2) 取締役および監査役は、取締役会議事録および決裁書等の重要な文書を常時閲覧できます。



### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、取締役会および経営執行会議等の会議体における慎重な審議ならびに決裁手続きの適正な運用により、事業リスクの管理を行います。
- (2) 当社は、品質、製品安全、輸出管理、情報セキュリティ、安全衛生、環境、災害等のリスクに関して、それぞれ所管する部署を定め、社規則や標準を制定し、教育・指導を行うことにより管理します。
- (3) 当社は、CSR委員会においてリスクマネジメントに関する計画および施策の報告ならびに審議を行い、リスクマネジメント体制の確立、維持を図ります。また、リスクマネジメント規程に従い、各事業部門においてリスクの把握、予防に取り組むとともに、有事の際、速やかに対処できる体制を構築します。震災、火災および事故等の災害ならびに企業倫理違反等の重大なリスクが発生した場合、事業部門はリスク管理部を窓口として、社長をはじめとするCSR委員会メンバーおよび関係者に緊急報告を行い、社長が対策を決定します。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、中長期の経営基本計画を策定し、経営目標を明確にすることに加え、毎年定める年度事業計画に基づき効率的な資源の分配を図ります。また、年度事業計画の進捗評価のため、業績等につき定期報告を受けます。
- (2) 取締役会は、代表取締役およびその他の業務執行取締役ならびに執行役員の職務の分担を決定し、職務の執行状況を監督します。
- (3) 代表取締役は取締役会付議事項以外の重要事項に関して、経営執行会議の審議を経たうえで、意思決定を行います。
- (4) 決裁規程や組織規程等の社規則により、経営組織および職務分掌ならびに各職位の責任と権限を定め、適正かつ効率的な職務執行体制を確立します。

### 5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、子会社に対しオリンパスグループ企業行動憲章の内容の浸透を図り、グループにおけるコンプライアンス意識の向上を推進します。
- (2) 当社は、関係会社管理規程により子会社に関する管理基準を明確化し、子会社を指導・育成することによりオリンパスグループの強化、発展を図ります。
- (3) 当社は、主要な子会社に取締役および監査役を派遣するとともに、重要事項についてはオリンパスグループ内部統制規程に基づき当社が承認することにより、子会社における業務の適正性を確保します。
- (4) 当社のグループ監査室は、取締役会が承認した年間監査計画に基づき子会社に対する内部監査を実施し、その結果を当社の代表取締役、取締役会および監査役会に報告します。また、主要な子会社には内部監査部門を設置して監査を実施します。

## **6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- (1) 当社は、監査役室を設置し、監査役の職務を補助すべき使用人を配置します。当該使用人は監査役の職務を補助するにあたり、取締役からの指揮・命令を受けないものとします。
- (2) 監査役の職務を補助すべき使用人の任免、異動、賃金および人事評価等は監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保します。

## **7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

取締役は、法令に従い監査役会に報告を行います。監査役は法令および監査役会が制定する監査役会規程ならびに監査役監査基準に基づき、取締役および使用人に対して報告を求めることができます。

## **8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- (1) 監査役は、取締役および使用人ならびに子会社に対し、ヒアリングや往査等の方法による調査を実施し、監査の実効性を確保します。
- (2) 監査役は、取締役および各部門の長との会合を定期的に行い、監査上の重要事項等について意見交換を行います。
- (3) グループ監査室は、監査役、主要な子会社の監査役および会計監査人との間で、内部監査計画や内部監査結果等につき、密接な情報交換および連携を図ります。

# ■ 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第146期 平成26年3月31日現在
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>576,512</b>
現金及び預金	252,121
受取手形及び売掛金	132,233
商品及び製品	51,613
仕掛品	24,827
原材料及び貯蔵品	22,155
繰延税金資産	35,925
その他	61,024
貸倒引当金	△3,386
<b>固定資産</b>	<b>450,963</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>135,440</b>
建物及び構築物	48,257
機械装置及び運搬具	9,864
工具器具備品	52,725
土地	15,561
リース資産	7,483
建設仮勘定	1,550
<b>無形固定資産</b>	<b>173,559</b>
のれん	106,850
その他	66,709
<b>投資その他の資産</b>	<b>141,964</b>
投資有価証券	56,076
繰延税金資産	12,247
退職給付に係る資産	28,217
その他	55,387
貸倒引当金	△9,963
<b>資産合計</b>	<b>1,027,475</b>

科目	第146期 平成26年3月31日現在
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>276,306</b>
支払手形及び買掛金	45,409
短期借入金	69,017
未払費用	73,736
未払法人税等	13,403
製品保証引当金	8,937
事業整理損失引当金	4,683
訴訟損失引当金	11,000
その他	50,121
<b>固定負債</b>	<b>419,885</b>
社債	55,000
長期借入金	291,814
退職給付に係る負債	27,291
役員退職慰労引当金	58
その他	45,722
<b>負債合計</b>	<b>696,191</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>336,827</b>
資本金	124,520
資本剰余金	131,871
利益剰余金	81,534
自己株式	△1,098
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△7,308</b>
その他有価証券評価差額金	11,836
繰延ヘッジ損益	△1
為替換算調整勘定	△13,411
退職給付に係る調整累計額	△5,732
<b>新株予約権</b>	<b>115</b>
<b>少数株主持分</b>	<b>1,650</b>
<b>純資産合計</b>	<b>331,284</b>
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>1,027,475</b>

## 連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第146期
	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで
売上高	713,286
売上原価	272,830
<b>売上総利益</b>	<b>440,456</b>
販売費及び一般管理費	367,011
<b>営業利益</b>	<b>73,445</b>
営業外収益	4,327
(受取利息)	1,068
(その他)	3,259
営業外費用	26,859
(支払利息)	11,470
(為替差損)	2,022
(繰上返済関連費用)	1,528
(持分法による投資損失)	1,457
(その他)	10,382
<b>経常利益</b>	<b>50,913</b>
特別利益	1,154
(関係会社株式売却益)	496
(固定資産売却益)	102
(投資有価証券売却益)	556
特別損失	35,642
(減損損失)	4,871
(関係会社株式売却損)	209
(投資有価証券評価損)	177
(土壌改良費用)	808
(和解金)	6,256
(関係会社株式評価損)	30
(事業整理損)	11,591
(刑事訴訟に係る罰金)	700
(訴訟損失引当金繰入額)	11,000
<b>税金等調整前当期純利益</b>	<b>16,425</b>
法人税、住民税及び事業税	19,740
過年度法人税等	△230
法人税等調整額	△16,712
<b>少数株主損益調整前当期純利益</b>	<b>13,627</b>
少数株主利益	0
<b>当期純利益</b>	<b>13,627</b>

## 連結株主資本等変動計算書 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成25年4月1日 期首残高	73,332	79,788	68,000	△11,255	209,865
会計方針の変更による累積的影響額					
会計方針の変更を反映した当期首残高	73,332	79,788	68,000	△11,255	209,865
当連結会計年度中の変動額					
新株の発行	51,189	51,189			102,378
当期純利益			13,627		13,627
連結範囲の変動			△93		△93
自己株式の取得				△16	△16
自己株式の処分		894		10,173	11,067
株主資本以外の項目の 当連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	51,189	52,083	13,534	10,157	126,963
平成26年3月31日 期末残高	124,520	131,871	81,534	△1,098	336,827

項目	その他の包括利益累計額						新株 予約権	少数株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	在外子会社 年金債務 調整額	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
平成25年4月1日 期首残高	6,295	20	△58,029	△9,046	-	△60,760	-	3,302	152,407
会計方針の変更による累 積的影響額				△500		△500			△500
会計方針の変更を反映し た当期首残高	6,295	20	△58,029	△9,546	-	△61,260	-	3,302	151,907
当連結会計年度中の変動額									
新株の発行									102,378
当期純利益									13,627
連結範囲の変動									△93
自己株式の取得									△16
自己株式の処分									11,067
株主資本以外の項目 の当連結会計年度中 の変動額 (純額)	5,541	△21	44,618	9,546	△5,732	53,952	115	△1,652	52,415
連結会計年度中の 変動額合計	5,541	△21	44,618	9,546	△5,732	53,952	115	△1,652	179,378
平成26年3月31日 期末残高	11,836	△1	△13,411	-	△5,732	△7,308	115	1,650	331,284

## ■ 計算書類

### 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第146期 平成26年3月31日現在
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>224,932</b>
現金及び預金	144,634
受取手形	4,519
売掛金	17,103
製品	5,579
仕掛品	2,153
材料	84
短期貸付金	18,421
未収入金	15,633
未収法人税等	5,162
繰延税金資産	10,098
その他	2,521
貸倒引当金	△975
<b>固定資産</b>	<b>461,674</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>31,199</b>
建物	15,688
構築物	537
機械装置	1,180
車両運搬具	1
工具器具備品	2,565
土地	10,074
リース資産	1,150
建設仮勘定	4
<b>無形固定資産</b>	<b>1,973</b>
特許権	152
ソフトウェア	1,520
ソフトウェア仮勘定	202
リース資産	49
施設利用権等	50
<b>投資その他の資産</b>	<b>428,502</b>
投資有価証券	50,462
関係会社株式	363,100
関係会社出資金	278
長期貸付金	7,644
前払年金費用	4,665
長期未収入金	7,211
破産更生債権等	12,263
その他	3,988
貸倒引当金	△21,109
<b>資産合計</b>	<b>686,606</b>

科目	第146期 平成26年3月31日現在
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>119,398</b>
支払手形	44
買掛金	6,523
一年内返済予定長期借入金	51,900
リース債務	542
未払金	7,340
未払費用	12,795
未払法人税等	139
預り金	28,629
製品保証引当金	9
訴訟損失引当金	11,000
その他	477
<b>固定負債</b>	<b>341,313</b>
社債	55,000
長期借入金	276,100
リース債務	657
繰延税金負債	4,330
事業整理損失引当金	4,620
長期預り金	606
<b>負債合計</b>	<b>460,711</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>214,362</b>
<b>資本金</b>	<b>124,520</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>131,871</b>
資本準備金	99,216
その他資本剰余金	32,655
<b>利益剰余金</b>	<b>△40,931</b>
利益準備金	6,626
その他利益剰余金	△47,557
圧縮記帳積立金	1,878
繰越利益剰余金	△49,435
<b>自己株式</b>	<b>△1,098</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>11,418</b>
その他有価証券評価差額金	11,418
<b>新株予約権</b>	<b>115</b>
<b>純資産合計</b>	<b>225,895</b>
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>686,606</b>

## 損益計算書

(単位：百万円)

科目	第146期 平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで
売上高	82,556
売上原価	35,156
<b>売上総利益</b>	<b>47,400</b>
販売費及び一般管理費	44,947
<b>営業利益</b>	<b>2,453</b>
営業外収益	30,952
(受取利息)	794
(受取配当金)	29,044
(その他)	1,114
営業外費用	13,828
(支払利息)	8,842
(社債利息)	1,476
(為替差損)	42
(その他)	3,468
<b>経常利益</b>	<b>19,577</b>
特別利益	518
(関係会社株式売却益)	232
(固定資産売却益)	103
(投資有価証券売却益)	183
特別損失	26,009
(減損損失)	400
(関係会社株式評価損)	685
(投資有価証券評価損)	124
(訴訟損失引当金繰入額)	11,000
(刑事訴訟に係る罰金)	700
(和解金)	6,256
(貸倒引当金繰入額)	2,224
(事業整理損失引当金繰入額)	4,620
<b>税引前当期純損失</b>	<b>5,914</b>
法人税、住民税及び事業税	△12,312
法人税等調整額	△7,490
<b>当期純利益</b>	<b>13,888</b>

## 株主資本等変動計算書 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

項目	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金	繰越利益 剰余金	
平成25年4月1日 期首残高	73,332	48,027	31,761	79,788	6,626	1,985	△63,430	△54,819
当期変動額								
新株の発行	51,189	51,189		51,189				
当期純利益							13,888	13,888
自己株式の取得								
自己株式の処分			894	894				
圧縮記帳積立金の取崩						△107	107	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	51,189	51,189	894	52,083		△107	13,995	13,888
平成26年3月31日 期末残高	124,520	99,216	32,655	131,871	6,626	1,878	△49,435	△40,931

項目	株主資本		評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成25年4月1日 期首残高	△11,255	87,046	5,984	5,984	-	93,030
当期変動額						
新株の発行		102,378				102,378
当期純利益		13,888				13,888
自己株式の取得	△16	△16				△16
自己株式の処分	10,173	11,067				11,067
圧縮記帳積立金の取崩			-			-
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			5,434	5,434	115	5,549
当期変動額合計	10,157	127,316	5,434	5,434	115	132,865
平成26年3月31日 期末残高	△1,098	214,362	11,418	11,418	115	225,895



### 独立監査人の監査報告書

平成26年5月14日

オリンパス株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岡 研 三 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 芳 野 博 之 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉 田 哲 也 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 榎 本 征 範 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オリンパス株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オリンパス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

1. その他の注記「1. 今後の状況」に記載されているとおり、平成23年11月8日の会社の有価証券投資等の損失計上の先送りの発表の結果、海外（英国、米国を含む）の捜査当局、監督機関その他の公的機関の調査が継続しており、今後、これらの調査により新たな事実が判明した場合には、連結計算書類を訂正する可能性がある。また、会社の不適切な財務報告の結果、会社に対して会社株主等が訴訟を提起しており、今後も様々な株主及び株主グループが会社への損害賠償を求め、又は訴訟を起こすおそれがある。
2. 連結貸借対照表に関する注記「4. 訴訟に係る偶発債務」に記載されているとおり、会社の不適切な財務報告の結果、会社に対して会社株主等が訴訟を提起している。そのうち一部の訴訟については訴訟損失引当金を計上しており、その他の訴訟についても、今後の進行状況等によっては、会社の連結業績に影響が生じる可能性がある。
3. 重要な後発事象に関する注記「1. 訴訟の提起」に記載されているとおり、会社は信託銀行6行から訴訟の提起を受けている。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成26年5月14日

オリンパス株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岡 研 三 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 芳 野 博 之 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉 田 哲 也 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 榎 本 征 範 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オリンパス株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第146期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

1. その他の注記「1. 今後の状況」に記載されているとおり、平成23年11月8日の会社の有価証券投資等の損失計上の先送りの発表の結果、海外（英国、米国を含む）の捜査当局、監督機関その他の公的機関の調査が継続しており、今後、これらの調査により新たな事実が判明した場合には、計算書類及びその附属明細書を訂正する場合がある。また、会社の不適切な財務報告の結果、会社に対して会社株主等が訴訟を提起しており、今後も様々な株主及び株主グループが会社への損害賠償を求め、又は訴訟を起こすおそれがある。
2. 貸借対照表に関する注記「3. 訴訟に係る偶発債務」に記載されているとおり、会社の不適切な財務報告の結果、会社に対して会社株主等が訴訟を提起している。そのうち一部の訴訟については訴訟損失引当金を計上しており、その他の訴訟についても、今後の進行状況等によっては、会社の業績に影響が生じる可能性がある。
3. 重要な後発事象に関する注記「1. 訴訟の提起」に記載されているとおり、会社は信託銀行6行から訴訟の提起を受けている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第146期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制についても、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」

（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月14日

オリンパス株式会社 監査役会

常勤監査役 斎藤 隆 ㊟

常勤監査役 清水 昌 ㊟

社外監査役 名古屋 信夫 ㊟

社外監査役 名取 勝也 ㊟

以上

メ 毛

A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, consisting of 20 lines.

メ 毛

A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, consisting of 20 lines.

メ 毛

A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, consisting of 20 lines.

メ 毛

A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, consisting of 20 lines.

# 会場ご案内図

## 会場

### ホテルニューオータニ ザ・メイン 宴会場階 つるにし ま「鶴西の間」

東京都千代田区紀尾井町4丁目1番 電話 (03) 3265-1111 (代表)

※昨年と同じホテルですが、部屋が異なりますので、お間違えのないようご注意ください。

## 交通

<b>赤坂見附駅</b> (銀座線・丸ノ内線)	D紀尾井町口より 徒歩約3分
<b>永田町駅</b> (有楽町線・半蔵門線・南北線)	7番口より 徒歩約3分
<b>麹町駅</b> (有楽町線)	2番口より 徒歩約6分
<b>四ツ谷駅</b> (丸ノ内線・南北線)	1番口より 徒歩約8分
<b>JR四ツ谷駅</b> (中央線・総武線)	麹町口・赤坂口より 徒歩約8分

会場の位置の関係上、四ツ谷駅または地下鉄麹町駅からお越しいただき、ザ・メイン宴会場階入口からお入りになりますと便利です。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。

